

教育

第2章 教育

1 授業等

1 授業実施方針

本学は、8学部7研究科（令和5年度時点）を有する総合大学であり、各学部・研究科における授業カリキュラム、学生数、施設規模等は様々である。しかし、授業実施における新型コロナウイルス感染症に対する方針については、全学的に統一した方針の下で実施すべきとの考えにより、令和2年度前期より半期ごとに授業実施方針を策定してきた。

授業実施方針については、遠隔授業や課題研究による授業（本項目では、以下「遠隔授業等」という。）における教育の質保証、学修上の配慮など教育における授業運営にかかる多くの事項が関係するが、本項目ではコロナ禍において最初に授業実施方針を策定することとなった令和2年度前期における授業実施方針の策定と以後の授業実施方針における対面型授業と遠隔授業等の実施について中心に述べる。

(1) 令和2年度前期の授業実施方針

コロナ禍において初めての授業が行われた令和2年度前期の授業実施の検討においては、新型コロナウイルス感染症による影響が不透明で、具体的な授業実施方針が見通せない状態が続いた。

令和2年3月に文部科学省通知において、遠隔授業の実施について方針が示されたことから、本学においても、遠隔授業等の活用を検討することとした。

履修登録や遠隔授業の受講に必要な学内のシステムの操作に、新入生が慣れる期間を確保するため、令和2年度の前期の授業開始日を4月22日に繰り下げる決定をおこなった。

感染症の影響により学生の通学が困難となる場合には、4月22日から5月5日まで、対面型授業を実施せず、遠隔授業等を実施することとし、その判断は当該期間の1週間前の4月15日までにを行うこととした。5月6日以降も同様の措置が継続される場合には、その判断は同様に当該期間の1週間前までにを行うこととした。

以上の内容を3月31日付で通知するとともに、翌4月1日には、各学部・研究科に、新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）より、対面型授業が実施できない場合の授業実施方法の検討・集約を依頼した。その集約状況を踏まえ、遠隔授業における遠隔会議アプリケーションZoomの導入を決定し、各学部・研究科での遠隔授業実施に必要なライセンス数を配分するとともに、遠隔授業等の実施に際しての条件について通知した。

遠隔授業等の実施については、別の項目において詳述するが、遠隔授業実施の場合には、対面型授業に相当する教育上の効果を有することは当然、全受講生が情報通信環境を利用可能であることとした。また、課題研究による授業の実施の場合には、単に教材や教科書を読ませるといった形態ではなく、必要な視点・観点を示しつつ、質疑応答を交えた指導を行うなど対面型授業に相当する教育上の効果を有することを条件とした。

以上の通り、遠隔授業等の実施の準備を整えたところで、4月7日に（愛知県を含まない）7都府県を対象に発出されていた緊急事態宣言が4月16日付で全国に拡大されることとなった（当初設定された期

間は5月6日まで。) 本学においても、前述の3月31日付授業実施方針に沿って、4月22日から5月6日まで対面型授業を実施せず、遠隔授業等を実施することとした。

なお、学生に対する情報通信環境調査の結果、全ての学生が一定の情報通信環境を有するとの結論を得たため、5月6日まで原則として遠隔授業の実施を認めることとなり、必要な場合には、授業外等で学修上の支援を行うものとされた。

5月6日を期限として設定されていた緊急事態宣言は、5月4日付で5月31日まで期限が延長されたものの、5月14日付で愛知県は緊急事態宣言の対象区域から外れることとなった。

これを受けて、実家に帰省していた学生が帰名する時間を確保することも踏まえ、6月3日から対面型授業を再開する方針を全学で決定し、対面型授業の実施に向けて、感染対策等の準備を行った。対面型授業の再開に伴う感染対策等については別項「対面型授業実施における感染対策」に記載するものとする。

以上、授業開始日の繰り下げや遠隔授業の実施、6月3日からの対面型授業の開始について述べたが、新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中、短期間で方針を検討・決定しなければならず、難しい判断を迫られた。

また、遠隔授業についても、ほとんど学内では実施例がなく、各学部・研究科においては教育上の事項に限っても、遠隔授業等の実施に備えたICTに関する組織的な支援体制の構築、遠隔授業等の教育上の効果の確保、対面でしか実施できない授業の実施時期変更等に尽力いただき、合わせて、授業科目の特性を考慮して各授業担当教員ができる限りの対応を行うことで何とか1回目の緊急事態宣言期間を乗り切ることができたと考えている。

(2) 令和2年度前期の授業実施に対する反応

令和2年度前期においては、先の見通しが立たない中で、遠隔授業等の実施から対面型授業の開始へと短期間の間に舵取りを行うこととなった。その点について、学生からは多くの意見が寄せられていたことについて言及したい。

当初、4月22日以降5月6日まで、そして緊急事態宣言の延長により6月2日まで継続することとなった遠隔授業等の実施期間においては、「理系学部に進学し、実験や実習の履修が欠かせないのに、キャンパスに通えず、進級、卒業、資格の取得等がこの先できないままにならないか」といった遠隔授業等の継続に対する意見が寄せられていたことが特徴である。

6月3日より対面型授業の実施を開始するとの発表をおこなった5月19日以降は反対に、「緊急事態宣言が解除されても、外に出るのが不安である」、「高齢者と同居しており外出自体を避けたい」など遠隔授業等実施の継続を望む意見が寄せられることとなった。令和2年度前期全期間について遠隔授業等の実施を決定している近隣の他大学もあるという理由で、緊急事態宣言が解除されても、対面型授業を再開すべきでないという意見も一定みられた。

遠隔授業等の継続を望む意見については、回答を求めるものも多かった。

本学は通学を基本として考えていること、対面型授業の実施においては適切な感染防止対策を採ること、遠隔授業等を望む学生と同じく、対面型授業を望む学生もおり、その中で感染状況等を踏まえ、両者の意見と向き合わねばならない状況にあること等について個別に説明することとなった。

対応を重ねる中で、授業実施の方針を伝えるだけでなく、授業実施方針を決定した根拠をどう説明するかといった観点も必要であり、授業実施方針の学生への周知に際して工夫が必要と認識した。

(3) 令和2年度後期以降の授業実施方針

令和2年度後期以降の授業実施方針の策定においても、対面型授業と遠隔授業等の実施について論点となることになるが、令和2年7月以降、半期ごとに文部科学省から、各授業科目の実施方法に係る考え方が繰り返し示されてきたため、これに従って本学の授業実施方針における対面型授業と遠隔授業等の実施について決定してきた。

以下、時系列順に文部科学省の通知を抜粋しつつ、対面型授業と遠隔授業等の実施について、本学が採用してきた基本的な考え方を整理する。

(令和2年度後期や次年度の) 各授業科目の実施方法を検討するに当たっては、大学設置基準第25条第1項が、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していることに鑑み、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合考慮し(中略)、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討していただき、授業の全部又は一部について面接授業の実施が困難と判断される際には、(中略)遠隔授業等(面接授業との併用を含む。)の実施を検討いただくようお願いいたします。

(令和2年7月27日付文部科学省通知より)

令和2年8月11日付令和2年度後期における授業実施に係る方針等について等の検討に当たっては、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、(中略)、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討すること。

7月事務連絡等においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業は、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。また、こうした場合であっても面接授業との併用について検討するとともに、遠隔授業の実施に当たっては、面接授業に相当する教育効果を有する必要があることに留意すること。面接授業の機会が著しく少ない場合等においては、面接授業を実施できない理由や、それに代わる学生の交流機会の設定等の必要な情報について、学生に対し合理的な説明を丁寧に行うなどの配慮が求められること。

(令和2年9月15日付文部科学省通知より)

大学等における授業の実施方法等の検討に当たっては、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、(中略)。また、感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては、面接授業の実施を検討するなど、学生の理解や納得を得た形での学修機会の確保に努めること。

(令和2年12月23日付文部科学省通知より)

文部科学省からの通知は、令和3年1月において、表現に変化がみられたものの、発出日から判断して、緊急事態宣言の発出を念頭においた表現と思慮され、かかる状況においても、過去の通知と同様に、遠隔授業の活用も検討し、学修機会の確保を図るよう改めて依頼されたものであり、従前の方針を何ら変更するものではないと理解している。

本学においても、令和3年1月においては、愛知県への緊急事態宣言の発出を「地域の感染状況」が深刻であることととらえ、当該緊急事態宣言の発出期間については、遠隔授業等も効果的に活用することとしてきた。

今般の感染拡大を踏まえ、感染対策をより慎重に講じた上で面接授業の実施が適切と判断されるものについては、引き続き実施を検討しつつ、面接授業と遠隔授業を効果的に活用した質の高い学修機会の確保や課外・学外活動等における感染対策と注意喚起の徹底等について、(中略) 感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応を改めてお願いいたします。

(令和3年1月5日付文部科学省通知より)

緊急事態宣言の対象区域に所在する大学等においても、感染対策をより慎重に講じた上で、面接授業の実施が適切と判断されるものについては、引き続き、その実施を検討する一方で、所在する自治体の要請等を踏まえながら、面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図ること。

(令和3年1月8日付文部科学省通知より)

令和3年度前期・後期においても、授業開始時期に先がけて、同様の内容の通知が発出されており、従来の考え方が継続していることを再確認した。

令和3年度における大学等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組むこと。なお、授業の実施など学内における感染対策の基本的な考え方や、具体的な取組例等については、9月通知等を参照すること。

(令和3年3月4日付文部科学省通知より)

十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など学修者本位の教育活動の実施と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めていただくよう、改めてお願いします。

(令和3年9月30日付文部科学省通知より)

以上の通り、文部科学省は、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮し、感染対策を十分に講じた上での対面型授業の実施が適切と判断されるものについては、対面型授業の実施を検討するという考え方で一貫していると理解している。

本学においても、通常時には、対面型授業の実施を原則としつつ、「教室の規模、受講者数」に着目し、密を避けて授業を実施できる教室の確保が困難な場合等には遠隔授業等を実施し、愛知県に緊急事態宣言が発出されるなど、「地域の感染状況」が深刻と判断される場合には、遠隔授業等も活用して、学修機会を確保してきた。

令和4年1月にオミクロン株の流行がみられたが、令和4年2月18日付文部科学省通知によれば、オミクロン株についても基本的な感染防止策は有効であり、不織布マスクを適切に着用することや、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染への対策が重要であること等が示されたため、正しいマスクの着用や換気の徹底をこれまで通り継続した。

令和4年度以降は、対面型授業の実施を原則としつつ、地域の感染状況によっては遠隔授業による授業が開始される可能性もふまえて準備を行うよう学内に周知した。

2 教育の質保証

本項目では、コロナ禍において本格的に活用が始まった遠隔授業や課題研究による授業（以下、本項目において「遠隔授業等」という。）について、対面型授業に相当する教育上の効果を確保するという意味合いでの「教育の質保証」について記載するものとする。

令和2年度前期の授業開始に際しては、対面型授業を実施できない事態に備え、非対面で実施される遠隔授業等の実施について検討することとなったが、かかる遠隔授業等の実施においては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等において、遵守すべき事項が定められている。

遠隔授業等の導入にあたっては、法令や通知を確認して、遵守すべき事項を洗い出し、かかる事項について、いかに全学の授業実施方針に反映させ、学内で教育の質を確保する仕組みを整えるかということが重要な論点となった。

なお、課題研究による授業とは、事前に授業を収録して動画を作成し、当該動画を学生に視聴させるなどして、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を行うものであるが、平成13年度の文部科学省通知において、いわゆる同時双方向性を欠く場合でも、遠隔授業の一種と認められる場合があることが示されており、遠隔授業と同様に、遵守すべき事項を整理することとした。

• 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 略

大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、（中略）インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやフックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

（平成13年3月30日付文部科学省通知より）

・平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

以上の通り、当該告示第一号によると、遠隔授業については、授業内で十分な指導が行われ、学生の意見の交換の機会が確保されるという前提で、同時かつ双方向に行われる必要があり、以下のように別途文部科学省通知にも示されている。

メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

(平成10年3月31日付文部科学省通知より)

本学においても授業実施方針の中で、遠隔授業の実施の際には、同時性及び双方向性に留意し、各学部・研究科等に設置する教育の質保証チームにおいて、対面型授業に相当する教育上の効果を得られると判断する必要がある旨学内に通知している。

なお、遠隔授業の実施において、「授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所」という表現が見られるが、文部科学省に問い合わせたところ、今回のコロナ禍では特例的に学生が自宅等で受講することを認めることとしたという回答を得た。

面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号（中略）等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、（中略）遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能

(令和2年3月24日付文部科学省通知より)

同様に当該告示第二号によると、課題研究による授業については、毎回の授業の実施にあたって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことが必要である。これにより即応かつ双方向性を獲得し、また、学生の意見の交換の機会が確保されることで、対面型授業に相当する教育効果を有すると認められる。

本学においても、課題研究による授業においては、単に教材や教科書を読ませるといった形態ではなく、担当教員による当該授業の目的やねらい、教科書や教材を読むにあたっての留意点や必要な視点・観点などを示し、授業中に課するものに相当する学修とするとともに、学生からの質問を受け付ける、質疑応答を交えた指導を行う必要がある旨授業実施方針に織り込み、対面型授業や遠隔授業と組み合わせて実施するよう学内に要請している。

以上に加え、遠隔授業等については、円滑に実施され、対面型授業に相当する教育効果をあげていることを大学として把握する必要がある。

各学位プログラムの責任者は学部長・研究科長であり、学位プログラム実施組織が学部・研究科であることから、各学部・研究科において、学部長・研究科長のリーダーシップのもと、「教育の質保証チーム」を中心に実施状況を把握し、教育の質確保を行う体制をとってきた。

その他、遠隔授業等を実施する場合であっても、大学設置基準の規定にしたがい、単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するのが標準となる。

• 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるにあたっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

本学では、1単位の学修内容は大学の内外合わせて45時間を基礎として、授業形態により次のように定めており、遠隔授業及び課題研究による授業実施においても参考としている。

（参考）教養教育履修要項より抜粋

ア 講義	15時間の授業をもって1単位
イ 演習	15時間又は30時間の授業をもって1単位
ウ 実習及び実技	30時間の授業をもって1単位
エ 実験	45時間の授業をもって1単位

主な授業科目の時間数及び単位数の関係は以下の通りであり、大学設置基準の規定通り、1単位の学修内容は大学の内外合わせて45時間を基礎としている。

授業の種類・方法	学修時間		合計（単位数）
	授業時間	自習時間	
講義	30時間（週2時間×15週）	60時間	90時間（2単位）
演習	30時間（週2時間×15週）	60時間	90時間（2単位）
	30時間（週2時間×15週）	15時間	45時間（1単位）
実技、実習	30時間（週2時間×15週）	15時間	45時間（1単位）
実験	45時間（週3時間×15週）	－時間	45時間（1単位）

3 学修上の配慮

コロナ禍において、本学では、文部科学省から示された対面型授業と遠隔授業や課題研究による授業（以下、本項目において「遠隔授業等」という。）の実施についての考え方に沿って、通常時には、対面型授業の実施を原則としつつ、「教室の規模、受講者数」に着目し、密を避けて授業を実施できる教室の確保が困難な場合等には遠隔授業等を実施し、愛知県に緊急事態宣言が発出されるなど「地域の感染状況」が深刻と判断される場合には、遠隔授業等も活用して、学修機会を確保してきた。

しかし、対面型授業が実施される場合を中心に、新型コロナウイルス感染症との関連で授業への出席が困難な学生に対して、学修上の配慮を行う場合が存在する。以下、授業への出席が困難な場合への対応を中心に記述する。

(1) 令和2年度授業実施にかかる学修上の配慮

本学においては、忌引き、疾病、事故、天災、その他特別な理由により、授業への出席ができない場合で所定の様式にて届け出た時には、授業科目の担当教員の了解を得た場合、欠席とはみなさないものとする特別欠席届制度を運用してきた。新型コロナウイルス感染症における以下の4つの事由を「その他特別な理由」に該当するものとして、証明書等の添付なしで欠席とはみなさないこととし、科目の担当教員には学修上の配慮を依頼した。ただし、1か月を超えるなど長期間にわたる特別欠席届の提出は学生の状況が確認できないことから認められない取扱いとした。

- ① 発熱や咳などの風邪の症状や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があることから授業を欠席する場合
- ② 緊急事態宣言が発令されている地域又は都道府県独自に他県への移動自粛を要請している地域に居住しているあるいは勤務先等から他県への移動を制限されていることから授業を欠席する場合
- ③ 学生本人に基礎疾患があるなど新型コロナウイルス感染症への感染が不安であることから授業を欠席する場合
- ④ 重症化するリスクの高いご家族や高齢の方と同居しており、学生本人を通しての感染が不安であることから授業を欠席する場合

以上の対応により、対面型授業に出席できない学生が学修の機会を失うことにはならなかったものの、関係する教員及び事務職員においては多大な負担となり、令和2年度後期における対応が危ぶまれた。

しかし、文部科学省から、対面型授業実施の際には、新型コロナウイルス感染症について、陽性者又は濃厚接触者となり、出席停止とされた学生や感染経路が分からない感染者が発生している地域に住んでおり、通学した場合の感染の可能性が高い状況にある学生が授業に出席できない場合には、別途、当該対面型授業を、遠隔授業等として受講できるよう必要な配慮の実施を依頼する旨の通知が令和2年7月27日付行われ、文部科学省の姿勢が、本学の当該対応における基本的な考え方とは符合していることが確認できた。

(2) 令和3年度授業実施にかかる学修上の配慮

令和3年度に入り、コロナ禍も令和2年度に引き続いて2年目を迎え、前年度のように、感染状況が深刻な時期を除けば、「外出を避けたいので対面型授業を実施しないでほしい。」との意見は少なくなっていた。対面型授業の実施を原則とする本学の方針からすれば、学修上の配慮対象者の範囲についても前年度より狭めてやむを得ない場合に制限すべきとの意見が出ていた。このことから以下の通り、運用を見直すこととした。

- 基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高いとして対面型授業を欠席する場合
- 重症化リスクが高い高齢者、乳幼児、妊婦と同居しており、学生本人を通しての感染が不安であることから対面型授業を欠席する場合

以上の場合については、引き続き「その他特別の理由」による特別欠席を認めつつも、令和2年度と異なり、医師の診断書など証明書等の添付を求めることとした。

- 発熱や咳などの風邪の症状や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があることから新型コロナウイルスへの感染可能性を考慮し、対面型授業を短期間欠席する場合

以上の場合については、発熱など風邪の症状がある場合には通学しないよう学生に案内されていることから引き続き、証明書等の添付なしで特別欠席の対象としたが、対象期間を短期間と明示した。

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のため、授業に出席できなかった場合

ワクチン接種の開始を受けて、副反応による発熱症状等を含む上記の場合についても、特別欠席届の対象に加えることとした。事務上の手続きを踏まえ、証明書等の添付は不要としたが、本学における職域接種の実施により、多くの学生が授業期間外に1、2回目のワクチン接種を行うことができたため、授業期間中の届出は想定を大幅に下回ることになり、事務手続き上の負荷低減につながった。

(3) 令和4年度以降の授業実施にかかる学修上の配慮

令和3年度に引き続き同様の学修上の配慮を行ったが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、特別欠席届の運用を改めることとした。

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は“疾病”に該当する事例として、従来通り診断書等の新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる書類の提出を学生に求め、欠席した授業科目の担当教員が個別にその取扱いを判断することとした。

一方、医療機関等での実習が行われている医療系の学部において、実習先の医療機関等の指示により授業を欠席する場合には、修学上の配慮とともに欠席扱いとしないこととした。

	令和5年5月8日以降	令和5年5月7日以前
1. 特別欠席届の対象	○新型コロナウイルス感染症陽性者となった場合	○新型コロナウイルス感染症陽性者となった場合 ○ <u>新型コロナウイルス感染症濃厚接触者となった場合</u> ○ <u>発熱や咳などの風邪の症状や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があることから新型コロナウイルスへの感染可能性を考慮し、対面型授業を短期間欠席する場合</u>
2. 提出書類	○特別欠席届 ○ <u>新型コロナウイルス感染症にり患したことが確認できる書類</u>	○特別欠席届（新型コロナウイルス感染症）
3. 取り扱い	○ <u>授業欠席の取り扱いについて担当教員の判断に委ねる。</u> ○出席できなかった授業については補講又はレポート等により授業担当教員が当該授業に相当する学修を課す。	○欠席扱いとしない。 ○出席できなかった授業については補講又はレポート等により授業担当教員が当該授業に相当する学修を課す。

4 遠隔授業・課題研究による授業

(1) 遠隔授業・課題研究による授業

遠隔授業とは、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、テレビ会議システムをはじめとするリアルタイム配信システムなどの多様なメディアを高度に利用して、同時かつ双方向で行われ、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を指す。

課題研究による授業とは、同時性を有しないという点においてのみ上記の定義から外れるものを指すが、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことを条件に、即応かつ双方向に行われると評価されるものを指す。

本学においては、非対面型授業について、同時性を有するか否かを基準に、同時性を有するものを遠隔授業、同時性を有しないものを課題研究による授業として整理し、合わせて遠隔授業等と呼称してきた。

遠隔授業等についての法的な位置づけや教育の質保証については別項「教育の質保証」にて記載する。

(2) 遠隔授業等の実施に向けた検討

遠隔授業等については、過去に文部科学省においてその定義や実施にあたっての留意事項が整理されていたが、本学においては、ほとんど実施例がなく、遠隔授業にあたって「多様なメディア」のうち、ど

のような媒体を用いるかが問題となった。

本学は8研究科7学部（令和5年度時点）を有する総合大学であり、多種多様な授業科目が存在するため、幅広い授業科目で利用可能と思われるメディアが好ましいと考えられた。また、メディアの調達を各学部・研究科にておこない、様々なメディアで授業が実施されると学生に混乱を来す可能性があることから、一括してメディアを調達することが好ましいと考えられた。加えて、非常勤講師による授業実施も一定存在することから、かかる授業実施に対する配慮も必要と考えられた。

他大学でも導入される見込みがあり、操作も比較的容易であると考えられた遠隔会議アプリケーションZoomを導入することが最も現実的な対応であると考えられた。

Zoomの利用に関する講習会を開催するとともに、利用マニュアルやセットアップの仕方を学内に周知し、教育におけるICTの活用を検討するための会議体であるICT専門委員会の委員を通じて、各学部・研究科において組織的なバックアップ体制を敷くこととした。

課題研究による授業については、パワーポイント等の講義資料をPDF形式で学務情報システム（学内ポータル）から配布しつつ、パワーポイント等を用いて動画を作成し、YouTube等動画投稿ウェブサイトにアップロードし、限定公開で学生に視聴させる方法など、教材とPDF資料の送付、動画などの組み合わせにより、教育効果の高い授業実施方法を想定できたことから、これらの方法をマニュアル化し、遠隔授業と同様に周知を図った。

(3) 情報通信環境調査

令和2年度前期において、新型コロナウイルス感染症を理由として、対面型授業が実施できなくなる状態に備え、初めて本格的に遠隔授業や課題研究による授業の導入を検討することとなった。

遠隔授業の受講にはインターネットアクセスが可能な安定した情報通信環境が必須となり、通学が困難な状態であれば、学生は自宅等から遠隔授業を受講するため、自宅等において情報通信環境を有するか調査する必要が生じた。

① 令和2年度前期における対応

ある授業において、一部の学生が情報通信環境を有しない場合に、当該学生のみ遠隔授業を受講できず、レポート等の学修を課するという方法は当該学生のみ学びの機会を失する結論になることから、授業ごとにすべての履修学生が情報通信環境を有することが確認できることを遠隔授業実施の条件とした。

調査の結果、「下宿生であるが、自宅のWi-Fiの開通時期が未定である。」など情報通信環境自体を有していない学生は少数にとどまったが、「スマートフォンしか所有しておらず、通信容量制限がある。」、「自宅に情報通信環境はあるが、通信容量が不安である。」など通信容量に不安があるという意見が複数見られた。

幸いにも、総務省からの「新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う学生等の学習に係る通信環境の確保に関する要請」に応じる形で、通信各社が、一定の通信容量を上限に、追加で要する通信料を無償化するなど遠隔授業の実施に関連した通信料支援が行われることになった。

学生の通信料負担の対して事実上懸念がなくなったため、何らかの情報通信環境を有するという条件で情報通信環境ありとみなすことができ、原則として遠隔授業の実施を認めることとした。

② 令和2年度後期における対応

令和2年度後期については、10月下旬から地域の感染状況が悪化し、この先、学生が多くの遠隔授業等を受講することが予想された。先の通信各社の支援は後期には継続されなかったため、再び緊急事態宣言が発出され、5月と同様に大学を含む学校等への休業要請が行われた場合には、今度は通信容量による受講への影響が生じる可能性が危惧された。

そのため、令和2年度後期において、情報通信環境を含む学生の学修環境について、全学生を対象とした遠隔授業等に関するアンケートを実施することとした。

当該アンケートにおいて、遠隔授業等を受講するための情報通信環境に関する複数の設問を設け、学内Wi-Fiや情報処理教室が利用できなくなった場合に、遠隔授業等を受講できなくなる学生がどの程度生じうるか試算することとした。具体的には、学生に、受講している遠隔授業等のコマ数と自宅等に有する情報通信環境（月間容量データ）等について質問し、遠隔授業（カメラ映像＋音声）における1コマあたりの想定通信量に月あたりの遠隔授業等受講コマ数を乗じて月間の通信量の理論値を試算し、通信容量を超えるか判定することで対象学生数を試算した。

そして、1月に入り、2度目の緊急事態宣言が発出されることとなるが、幸いにも1度目の緊急事態宣言の際のような学校等への臨時休業の国の方針は示されなかった。国からは「学校から地域への感染拡大はなく、地方自治体等の学校の設置者が臨時休業の必要性を判断するが、地域一斉の臨時休業は、これまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止する場合に取るべき措置であり、学びや心身への影響を考えると避けることが適切と判断している。」との見解が示された（令和3年1月5日 文部科学大臣記者会見より）。

愛知県からも学校等に対する一斉休校の要請はなく、従前の通り、学生が通学して、引き続き、学内Wi-Fiや情報処理教室を利用した遠隔授業等の受講を認めることができた。また、上記見解により、これ以後、学校等が臨時休業の対象にするときは、地方自治体等の学校の設置者の判断を尊重し、その裁量に委ねつつも、その水準は当該地域の社会経済活動全体を停止する場合を想定しているとの言及があったことで、今後、再度緊急事態宣言が発出されても、通学自体が危ぶまれることには必ずしもならず、通信容量等情報通信環境に不安のある学生には、学内Wi-Fiや情報処理教室を利用した遠隔授業等の受講により支援が可能になると安堵した。

③ 令和3年度における対応

令和3年度を迎え、多くの新生を迎えるにあたり、情報通信環境調査を実施することとした。比較的落ち着いた新規感染者数も4月中旬頃から上昇に転じ、緊急事態宣言発出の可能性が危惧されたものの、情報通信環境がない又は分からないと回答した学生数は10人以下であった。コロナ禍も2年目を迎え、多くの学生が遠隔授業等の実施に備えていたものと考えられる。対象学生の人数自体は少なかったものの、貸出用PCやモバイルルーターを用意して万が一の事態に備えた。

実際に5月12日から6月20日まで緊急事態宣言が発出されることとなったが、前回の緊急事態宣言と同様、大学等への休業要請は行われず、通学を制限することはなかったため、学内Wi-Fiや情報処理教室を利用した遠隔授業等の受講については継続することができた。

(4) 遠隔授業等の実施割合

緊急事態宣言発出時期等感染状況が深刻な時期を除けば、概ね対面型授業の割合は高く、令和2年度前期に対面型授業を開始した6月3日時点では約75%の授業が対面型授業となった。令和2年度後期においては感染者数増加や緊急事態宣言発出に伴い、対面型授業の割合が低下する期間もあったが、令和3年度前期においては、緊急事態宣言発出期間を除けば、7割程度の授業を対面型授業として、令和3年度後期においては、教室の有効利用も進め、ほとんど（8割以上）の授業を対面型授業として実施と文部科学省の照会に対して回答している。

文部科学省の「高等教育段階における遠隔教育の実態に関する調査研究」によると、調査研究の対象校において開講される全授業科目のうち、全部又は一部の授業時数を遠隔授業により実施する授業科目数の平均割合は、令和3年度が約6割、令和4年度が約4割であった。

本学においては、他大学と比べて比較的早期から対面型授業の実施をおこない、緊急事態宣言発出期間等を除けば、遠隔授業等の割合も比較的低いと認識している。

(5) 遠隔授業等における著作権利用

各大学が遠隔授業等の実施を検討する中で、著作権利用に関して大きな論点が生じた。遠隔授業を実施する際には、インターネット上において、著作物を利用することとなる。平成30年5月の著作権法改正において授業目的公衆送信補償金制度（改正著作権法第35条第2項）が創設され、当該著作権利用（条文上の「公衆送信」）を行う際には、教育機関の設置者が補償金を支払うことにより、個別の著作権者からの許諾が原則不要となったが、令和3年5月までに施行予定とされていたため、令和2年度前期の授業実施方針を検討している際には、このような点からも遠隔授業等の実施が危ぶまれた。

幸い、遠隔授業等のニーズに対応するため、急遽令和2年4月に施行されたため、本学においても直ちに所要の手続きを取り、著作権利用にかかる届出をおこなった。

令和2年度においては上記補償金について特例的に無償となったが、令和3年度からは、利用学生1人あたり720円（税抜）とする認可が文化庁において行われた。具体的な補償金額の算定方法については、公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、利用者1人あたりの補償金額（年額）に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じることで算定する方法が原則となっている。

当該公衆送信については、支払われた補償金の著作権者への配分のため、1カ月程度の期間を対象としたサンプル方式の利用調査の対象となることがあり、その場合は、授業を担当する教員において対象期間に公衆送信した著作物を確認する必要性が生じる。

(6) 遠隔授業の取り扱い

遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、大学設置基準第32条第5項等の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとして上限が設定されている。

一方、感染症や災害の発生等の非常時には、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められており、この場合は遠隔授業ではなく面接授業として取り扱うことができ、当該授業科目において修得する単位は60単位上限に算入する必要はないとされている。

(7) 遠隔授業の今後の発展性

国において令和3年6月3日付で、「教育再生実行会議」から、第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」という提言が出されており、以下の言及がされている。

- 面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要。
- 大学等は、(中略) 多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値がある。大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではない。
- 遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要。

これを受け、本学は遠隔授業を感染症や災害の発生等の非常時の対応ではなく、教育手法の一つとして正式に取り入れるべく、令和5年4月1日付で学則を改正し、授業の方法の一つとして遠隔授業を定義した。

文部科学省からは、令和5年3月28日付で「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて(周知)」が発出されており、遠隔授業に関する基本的な考え方や授業運営方法について示されている。

5 対面型授業における感染対策

本学においては、令和2年4～5月に発出された緊急事態宣言解除後、令和2年6月3日から対面型授業を再開する方針を全学で決定した。本項では、対面型授業の実施に向けて行った主な感染症対策について述べる。

(1) 基本的な感染対策

教員及び学生ともマスクの着用を原則として求め、その他毎日の体温管理や手指消毒など個人で実施できる基本的な感染対策を求めた。

(2) 教室における人数制限や指定席制

教室での受講人数を原則として教室定員の3分の2に制限し、学生同士のソーシャルディスタンスを確保した。

教室での人数制限を課しても、陽性者と判定された学生が現れた場合には、保健所等に報告し、その周囲の学生について濃厚接触者にあたるか否かの判断を仰ぐ必要がある。

特に、多くの学部生が混在する教養教育科目においては、ある学生が陽性者と判定されると、その者の行動履歴を確認するとともに、複数の学部と情報を共有して対応することが求められる。その際、陽性者と判定された者の周囲にいた学生の特定が遅れると保健所等への報告ができず、対応が後手に回ってしまうことから、教養教育科目の授業では原則指定席制を導入し、学生の位置を把握することで事後

の対応を迅速に行えるようにした。

指定席制により、座席表作成の対応が生じたが、最も感染が激しい時期には、陽性者と判定された者もしくは濃厚接触者に指定された者や発熱してPCR検査中の者などについての対応が頻繁に発生することになった。このような環境下でも迅速な対応をおこなえたのは、指定席制により、周囲の学生の特定が容易であったからだと評価している。

また、陽性者と判定された学生が出た場合において、座学の授業中に隣席の学生に感染したという事例が発生しなかったことは対面型授業を実施するうえで非常に大きな要素となった。受講人数の制限によるソーシャルディスタンスの確保は対面型授業実施における学生の納得を得る意味でも効果は大きかったと認識している。

陽性者と判定された者の周りの濃厚接触者判定においても、ソーシャルディスタンスを確保していたことで、陽性者と判定された者の周辺に座っていたことを理由に濃厚接触者として判定されるのを避けることにつながった。特に、通常の座学においては、陽性者と判定された者の周囲に座っていたことを理由に濃厚接触者と判定されたケースはほとんどなかった。

※ 通常の座学において、学生どうしの感染が確認された事例がないことや、他大学における教室の人数制限の動向も踏まえて、令和5年度より、教室定員の画一的な制限は廃止することとした。

なお、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」では、学校における身体的距離の確保に関して、“児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにしてください。”と記載がされている。

(3) 通行やエレベーター利用の規制

密を避ける施策の一環として、建物によっては一方通行などの通行規制を行った場合がある。また、高層階との移動を除いてエレベーターの利用を制限する、合理的な理由がない学生については階段を利用してもらう等の措置により、一時的に密室になるエレベーターでの感染を防止に努めた。

(4) 換気

30分に1回の換気を行うなど、換気の悪い密閉空間を作らないことを徹底している。冷暖房運転を行っている期間においても、換気を徹底した。

6 令和2年度におけるガイダンス実施方針

例年4月には、新入生に対して、新入生合同ガイダンス及び各学部別のガイダンスを、在学生（学部生）に対して、各学部別のガイダンスが実施されてきた。

特に、新入生合同ガイダンスは、本学の教育についての考え方や教養教育科目の特徴など重要かつ全学部に共通する事項を入学直後の新入生に対して説明する貴重な機会となってきた。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来通りのガイダンス実施を行うことが困難になったため、全学でガイダンス実施に係る方針を策定し、それに基づいて各種ガイダンスを

実施した。

新型コロナウイルス感染症の特性が不明な中、令和2年2月及び3月の感染状況を考慮し、各大学とも卒業式及び入学式の実施、授業の開始などの扱いについて、苦慮していた。

本学においても同様で、慎重に検討を進めた結果、令和2年度の入学式の中止及び授業日程を含む学事日程の繰り下げを決定したのが3月下旬であった。

各種ガイダンスの実施にあたっての考え方や実施方法が大きく異なることは全学的な対応として問題があることから、新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）より、各種ガイダンスの実施についての注意事項について全学的な方針を取りまとめ通知した。以下、新入生に対する新入生合同ガイダンス及び各学部別のガイダンスについて記載する。

新入生合同ガイダンスについては、入学式と同様多くの学部生が集合する場となっており、例年通りの開催方法によると、密を回避できない可能性が懸念された。また、学部別ガイダンスは新入生ガイダンスの内容を前提としている場合もあり、学部別ガイダンスの前に新入生合同ガイダンスの内容を新入生に伝える必要があった。そして何より、4月以降、感染状況が悪化して、緊急事態宣言が発出されると通学自体が危ぶまれる可能性があった。

以上の点を踏まえ、新入生合同ガイダンスについては、会場の変更や複数日程開催による密を避けた対面での実施ではなく、動画等を用いて説明を行うオンライン開催とすることを決定した。

以上の決定後ただちに、新入生合同ガイダンスをオンライン開催に切り替える旨新入生に連絡するとともに、学部別ガイダンスの前日までに動画を視聴するよう案内した。新入生合同ガイダンスの内容も、今後の授業実施における混乱を回避するため、①本学の教育についての考え及び教養教育の概要②教養教育の履修登録③学務情報システムの操作（特に、履修登録操作方法）と項目を絞って動画を作成した。

学部別ガイダンスについては、参加人数が新入生合同ガイダンスより少なくなり、密が回避しやすいこと、万が一、通学ができなくなる事態になった場合でも、オンライン開催とし、学生への周知や事後の資料配布が学部単位で行え、比較的対応が容易であること等を踏まえ、対面での実施を認めた。ただし、以下の要件を満たすことを依頼した。

- 内容を精査して短時間で実施（1時間以内）
- 学生が集中しないように実施時間帯を調整
- 1メートル以上の間隔をあけて着席できる会場を準備し、十分に換気
- マスクの着用、咳エチケット、手洗いの励行を呼びかけ、体調が悪い場合には無理に出席させないよう指示
- 欠席者への丁寧なフォローアップの実施

加えて、内容を精査する反面、ガイダンス内容が全体的に薄くなるので、個別相談を充実させるなど新入生への支援を依頼した。

7 ガイダンス・説明会

(1) 令和2年度

全学で通知されたガイダンス実施方針に従い、新入生合同ガイダンスを実施した。新入生合同ガイダンスについて、オンライン開催とする方針を決定した後、ただちに、その旨を新入生に連絡するとともに、学部別ガイダンスは新入生ガイダンスの内容を前提としている場合もあることから、学部別ガイダンスの前日までに、新入生合同ガイダンスの動画を視聴するよう案内した。

新入生合同ガイダンスの内容も、今後の授業実施における混乱を回避するため、①本学の教育についての考え及び教養教育の概要②教養教育の履修登録③学務情報システムの操作方法（特に、履修登録方法）と項目を絞って動画を作成した。

(2) 令和3年度～

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の特性や影響についての情報が少ない中でのガイダンス・説明会の実施となったが、コロナ禍での授業実施を1年間継続した後では、ガイダンス・説明会についても対面での実施を行うことが合理的と考えられた。

平成31年までは、新入生合同ガイダンスを1会場にて1日で実施していたが、令和3年度は、会場を変更して2会場で、かつ2日に分けて開催することとし、学生の密を避けつつ、対面で実施することとした。

内容については、人権感覚など大学生として持つべき自覚や、学内での感染対策、教養教育の履修登録制度といった対面で特に実施することが必要な項目に絞り、その他項目については各自動画で視聴するという方式を取り、実施時間短縮に努めた。

また、教養教育では、学務情報システムの使い方、教養教育の履修登録に関する質問等の受付のためオンライン説明会を実施し、学生へのフォローをおこなった。

令和5年度までは上記の方法によりガイダンスを実施してきたが、授業の実施方針や社会におけるイベントの開催方法が平時に戻りつつあるため、令和6年度以降に実施するガイダンスの方法を再検討する時期に来ていると考えられる。

8 新入生向けウェブサイト

本学では公式ウェブサイトに「新入生の皆さんへ」と題した新入生向けのページを作成し、重要なお知らせやスケジュール等を掲載した。

主な内容は以下の通りであり、掲載内容は概ね令和2年度以降共通している。情報を一元化し新入生の利便性を高めるために作成している。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に関する大学の対応方針や授業の実施方針、感染症対策のための注意喚起について確認してもらうため、公式ウェブサイトの「緊急情報」のページを案内している。

(2) 授業開始までのスケジュール（学部新入生向け）

4月1日から授業開始までの学部ごとのスケジュールを記載している。具体的な項目は、高等教育修学支援制度（授業料等減免、給付奨学金）及び日本学生支援機構奨学金の手続き、合同ガイダンス、入学式、学部別ガイダンス、教養教育履修登録説明会（参加自由）、健康診断、クラスオリエンテーション等。

(3) 各学部からのお知らせ

遠隔授業を受講できる通信環境及び視聴機器（パソコンやタブレット端末等）の準備、実習ユニフォームの採寸等。

(4) 学務情報システムの操作方法や履修登録

学務情報システム（学内ポータル）の操作方法及び履修登録。

(5) その他連絡

大学憲章、名市大未来プラン、授業料の納入、修学支援制度（減免及び給付型奨学金）及び授業料の減免並びに支援奨学金、学生生活（学生生活の手引き、学生教育研究災害傷害保険、定期券の購入等）、国際交流（海外留学）、図書館・総合情報センター、大学付属施設（保健管理センター、キャリア支援センター等）案内。

(6) 授業実施のためのガイド（学生向け）の作成

初めて本格的に導入する遠隔授業等の導入にあたり、学生特に新入生が円滑に遠隔授業等を受講できるよう令和2年度前期に授業受講のための情報を提供するため表題のウェブサイトを作成した。主な内容は以下の通りであり、授業の受講そのものにとどまらず、課題の提出など授業全般に関わるツールの紹介を行った。

(7) 電子メールの利用

総合情報センターシステムガイドの利用についての具体的な手順を参照し、できるだけ早い時期に電子メールを送受信できる状態を整えるよう案内した。

(8) 学務情報システム利用ガイド

学務情報システム（学内ポータル）は、履修登録や成績の参照など修学上必要となる機能を提供するシステムであり、大学（事務ならびに授業担当教員）からの連絡も、学務情報システムを通じて行われることから、早い時期に利用手順についての確認を行うよう案内し、操作手順動画を掲載した。

(9) Microsoft 365 Teams

学務情報システムに加えて、Microsoft Office 365 に含まれる Teams を授業支援ツールとして利用することがあるため、利用ガイドを掲載した。

(10) Zoomの利用

遠隔授業において利用している遠隔会議アプリケーションZoomの利用ガイドと遠隔授業が初めての新入生向けに遠隔授業の実演例動画を掲載した。

9 各学部における対応状況

医学部・医学研究科

※本学ではM○は医学部○年生を指す。

1 授業

(1) 遠隔授業準備期間

4月27日の検討委員会において「教育の質保証チーム」を設置し、以下の通り運用した。

- 医学部長の下、カリキュラム企画・運営委員長、BSL小委員長、医学・医療教育学、医療人育成推進センター員をメンバーとする新型コロナウイルス感染症への対策を検討する教育関連会議を設置し、対応方針を協議した。
- ICT教育ワーキンググループ、各学年連絡担当教員、Zoomによる遠隔授業実施のサポートチームを立ち上げ、Zoomを使用した授業方法のレクチャーや質問等を受け付けた。
- 学生の不安を取り除くため、担当教員は頻繁に学生へ連絡することを継続した。

(2) 遠隔授業期間（令和2年4月7日から令和2年6月2日まで）

4月7日からM2・M3の遠隔授業を開始した。授業開始当初は、学生からはログインができない等について、教員からはZoomの使用方法などについての問い合わせが寄せられたため、Teamsで柿崎先生が「Zoom対応チャット」を立ち上げ、そちらで問い合わせ対応をした。

「令和2年6月3日（水）以降の授業実施等について」（令和2年5月19日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）を受け、6月3日から対面型授業の実施に向け教卓へのアクリル板の設置、講義は座席指定とし前後左右を空けた座席表の準備を開始した。

5月20日カリキュラム企画・運営委員会にて、情報処理室、西棟研修室、11回PCブースについてWeb講義視聴環境の整わない学生に対して使用を解禁することとした。

(3) 対面・遠隔併用期間（令和2年6月3日から令和5年4月5日まで）

対面型授業では、M1については専門科目2科目ではさくら講堂および病院大ホールにて座席の間隔をあけ、座席指定により授業を行っていた。

M2講義においては講義室1と2をZoomでつなぎ、授業を行った。

その際の座席は固定とし、講義室1で教員が講義をしていたため学生が1週間ごとに講義室1と2の入れ替わりを行っていた。教員のいない講義室2には各研究室から教職員1名を監視役として配置するようにした。

実習実施する科目は科目ごとに教員の判断であったが、学年を2つのグループにて午前と午後に分けて実習を行った。感染拡大の際には、ビデオや課題により対応することとした。

実習・講義ともにクーラーをつけるとともに窓を開けて換気をしつつ行う事とした。

M3は講義室3にて座席指定にて対面講義を行った。座席は隣、後は一つ空けて十分な間隔をあけて座るよう指示した。

(4) 対面期間（令和5年4月6日から令和5年5月8日まで）

令和5年度4月6日の講義からM1の専門科目においては、さくら講堂並びに病院大ホールにて座席指定での対面講義とした。

M2講義室を2部屋使用から講義室2において座席指定での対面講義とした。

M3講義も同様座席指定にて対面講義とした。

「令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が感染法上5類となったことを踏まえ、M1～M3は大学のコロナ規定に従うとともに、講義の際の座席は自由席でよいこととする」と令和5年5月9日の基礎教授会にて決定した。その為翌日5月10日よりM1・M2・M3の講義においては自由席にて受講可能となった。

(5) M4における実習・試験

令和2年

2月後半 関連病院の臨床実習生受け入れ中止連絡等あり

3月3日 臨床実習中断

3月6日 M4講義中止

3月17日 学外病院の臨床実習受け入れ調査

3月25日 学外病院への臨床実習受け入れ依頼

6月～ 密を避けての対面講義実施（実習等のみ）

- ・密を避けて少人数での実施や遠隔・レポートを併用するなど、各講義の担当教員により調整を行って実施。

- ・遠隔講義の視聴環境により、必要な学生は登校可

6月4・5日 M4セメスター試験

- ・これまでの基礎教育棟の情報処理実習室でPCを用いてCBT形式（Computer Based Testing：コンピュータを利用して実施する試験方式）での実施をしてきたが、1学年全員で密を避けての実施が困難であるため、基礎教育棟5階の講義室3で紙ベースでの実施へ切り替えて実施した。（令和4年度まで継続）

- ・CBT形式のシステムで作成したものを職員が紙ベースでの実施に合わせ調整し、教員と複数回にわたり内容の確認を行うことが必要となった。また、科目数×学生数の印刷や実施後にはマークシートの読み取り、エラー確認等、作業量が大幅に増大した。

9～12月 共用試験（PreおよびPost-CC OSCE）のコロナ禍での実施

（令和4年度まで継続）

- ・Pre-CCおよびPost-CC OSCEは感染対策として、試験中の換気や発熱時の対応等、共用試験実施評価機構からの新型コロナウイルス感染症対応に基づき実施

- ・Post-CC OSCEは通常の6課題から3課題に縮小しての実施

- ・CBTは会場の情報処理実習室で密を避けて全学生での実施が困難であるため、2日に分けて実施した。

令和3年

5月14日 M5・M6学生の新型コロナワクチン接種の対応の学生案内

臨床実習を行う医学部生等も医療従事者等とみなされることから、医療従事者枠でのワクチン接種が可能となり、学生への意向調査を行ったうえで、附属病院での接種を行った。（1回目5月28日、2回目6月18日）

6月10日	1月から臨床実習に臨むM4学生へのワクチン接種対応の学生案内 M5・M6学生と同様に意向調査を行ったうえで、附属病院での接種を行った。 (1回目6月25日、2回目7月16日)
12月1日	令和4年1月からのM3・M4学生の対面授業再開について学生通知 座席指定対応、感染対策用の物品購入や既存品の移設（サーキュレーター、ドアストッパー、サーマルカメラ、アルコール台、追加座席など）
令和4年	
1月	対面授業再開
1月31日	対面授業中断（ハイブリッド講義への切り替え）
令和5年	
4月	対面授業再開

(6) 実習等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況を鑑み、学生の感染防止及び学生から病院患者等への感染発生を防止するため、4年生（新5年生）は令和2年3月3日～3月6日・4月13日～5月29日、5年生（新6年生）は令和2年3月3日～3月13日・4月13日～5月29日、学外病院を含む臨床実習とUNSW派遣を中止とした。なお、実習中止分の対応については、各診療科から学生へ課題を与えて補完した。また、臨床実習の中止に伴い、学外医療機関等の病院見学も禁止とした。

愛知県に対し国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、令和2年6月1日より学内での臨床実習を再開した。学外実習については先方の判断を仰ぎ、受け入れ可能な病院でM5は6月29日から、M6は7月6日から実習を再開し、その他を学内に振り替えた。また、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ可能性が高いことや、緊急事態宣言下などの理由から、診療科の判断で実習の一部を遠隔授業で実施した。臨床実習再開にあわせて、教員・学生・学外病院に対し、体調チェックの徹底を再度周知した。

2 人数制限・指定席・通行規制・消毒・換気

キャンパス内での留意事項として、「濃厚接触者特定のため、教室の着席した場所や授業以外の自分の行動を記録すること」「密集しやすいエレベーターの利用を控えること」「こまめな手洗い、換気（30分に1回）、マスク着用といった基本的な感染症対策の徹底」「食事の際、手洗い又は消毒のうえ、飛沫感染を防ぐために会話を自粛し、対面で食事しないこと」を定め、学生に周知を行った。

3 健康管理・行動記録・特別欠席届

全ての学生に対し、次のとおり対応するよう指示を行った。

- 毎朝の検温と体調チェックを行い、各自記録を行うこと。（記録は必要に応じて提出を求める。）
- 学外実習先より指示があった際は、それに従い、体調管理や誓約書の記入・提出等を行うこと。
- 発熱や風邪症状があるときは、登校はもちろんのこと、外出せず療養し、速やかに授業担当教員と事務へ報告し、症状が消退した場合、少なくとも24時間経過後に通常の生活へ戻ること。
- 風邪症状ではなくても倦怠感や息苦しさ、味覚・嗅覚に異常を感じる場合外出せず、最寄りの保健所等に設置されている「受診・相談センター」に電話で相談し、指示に従い、速やかに事務へ報告すること。

- 緊急事態宣言解除後も引き続き不要不急の移動を中止・延期し、県内の移動や帰省も慎重に判断し、感染防止対策を徹底して細心の注意を払い、健康観察に特に留意すること。
- 海外渡航は自粛すること。
- 3密を避ける、マスク着用の徹底、手洗い消毒うがいを励行する、換気を十分行う、大人数での会食・飲み会や近距離で会話を伴う飲食の自粛、行動や接触者の記録等、日常の感染予防及び感染拡大防止対策を十分に心がけること。
- 附属病院及び実習受け入れ可能な医療機関で実習を行う身として、毎日の健康観察や感染のおそれと考えられる行動は厳に慎んで、感染予防及び感染拡大防止に努めること。

発熱や新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるような症状がある場合の欠席は、通常のその他の欠席（忌引き・通院等）と同様の扱いとし、特別欠席届の提出を行う（特別欠席届は、欠席の理由の正当性を認めるものであり、出席に代わるものではない）。

4 ガイダンス・説明会

(1) M1学部別ガイダンス

令和2年度の新入生向けのガイダンスは、合同ガイダンスが中止になったことに伴い、カリキュラム企画・運営委員会にて中止を決定した。

令和3年度の新入生向けガイダンスは、令和3年4月6日に対面にて実施した。事務からの説明の中で、新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第16版）を配布し、毎朝の検温と体調チェックを実施することを説明した。新入生歓迎会については中止とし、ガイダンスの中で、在学生からの歓迎の辞を入れた。

(2) M2ガイダンス

令和2年度のM2ガイダンスは、コロナ禍のため中止とし、シラバスの内容については学年担当の教授が授業内で説明をした。

令和3年度のM2ガイダンスは、令和3年4月5日に対面にて実施した。事務からの説明の中で、新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第16版）を配布し、毎朝の検温と体調チェックを実施することを説明した。

(3) M3ガイダンス

令和2年度のM3ガイダンスは、コロナ禍前だったため、令和2年1月8日に対面にて例年どおり実施した。

令和3年度のM3ガイダンスは、講義をZoomで実施している期間だったため、令和3年1月7日に対面とZoomとのハイブリッド形式で実施した。

(4) M4ガイダンス

令和2年度のM4ガイダンスは、コロナ禍前だったため、令和2年1月6日に対面にて例年どおり実施した。

令和3年度のM4ガイダンスは、講義をZoomで実施している期間だったため、令和3年1月4日に対面とZoomとのハイブリッド形式で実施した。

(5) M5臨床実習前オリエンテーション

令和2年度のM5臨床実習前オリエンテーションは、コロナ禍前だったため、令和2年1月7日に対面にて例年どおり実施した。

令和3年度のM5臨床実習前オリエンテーションは、広い講義室に間隔を開けて座らせ、令和3年1月5日に対面にて実施した。

5 保護者説明会・施設見学会

令和2年度の保護者説明会・施設見学会は、入学式の延期を受けて中止とした。代替措置として、学生課がParents coming dayの企画をしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

令和3年度の保護者説明会・施設見学会は、入学式当日は中止とし、令和3年5月29日にZoomにて開催した。説明の内容としては、例年通り「医学部長あいさつ、病院長あいさつ、カリキュラムおよび学生指導について、寄附のお願い、感染症抗体検査・ワクチン接種について」とした。

6 学生アンケート

●海外渡航歴調査

学部生及び大学院生（卒業及び修了生を含む）814名に、新型コロナウイルスが発生した令和元年度の春休み（令和2年2～3月）期間中の海外渡航歴を調査した結果、81名が該当したが、陽性者はおらず、帰国後2週間の自宅待機とした。また、新入生に対しても調査を行い、該当者を健康観察の対象とした。

●遠隔授業調査アンケート

学部生および大学院生に対して通信環境に関するアンケート調査を実施し、通信環境に不安がある者が数名いたが、環境整備の協力依頼を行い、全員が受講環境を整えられたことが確認できた。

●医療従事者向け新型コロナワクチン接種希望アンケート

臨床実習に向けて医療従事者向けのワクチン接種を受けられることとなり、希望調査を実施した。

薬学部・薬学研究科

1 遠隔授業・課題研究による授業

(1) 令和2年度前期

令和2年3月1日に全国一斉に小中高校が休校となり、卒業式や入学式も中止となった。それに伴い、多くの大学でも、早々に対策が発表されたが、本学では卒業式中止も直前に発表されるなど、全学レベルでの対応が遅れていた。そのため、薬学部では、他大学の教務関連の動向を参考に、3月中旬の時点で、状況変化に応じて、学年間の隔離をしながら対面で講義を行う案など、数回にわたって、最善の教育を行うための模索を行ったため、時間割の変更を何度も検討した。そして、国立大学の多くが全面的に遠隔講義を行うことを決めた段階で、全学の方針が出る前に、前期については、原則として

全ての講義をZoomを用いた遠隔講義で行うことを決定して、その準備に入った。学部担当の教務FD委員長の糸教授が中心となり、ネットワーク担当の佐藤准教授、大学院教務委員長の中川教授、遠隔講義の経験豊富な牧野教授の4名と学部事務室の小島係長、浅井主事で遠隔講義支援チームを作り、遠隔講義の準備とサポートを行った。その後、全学から、入学式の中止と授業開始日の4月22日への変更、Zoom使用などの指示があったが、薬学部は、既に方針を決め、Zoom講義の練習も計画していたため、順調にオンライン講義を進めることができた。

実際の講義は、座学科目は全てオンラインとする一方、基礎実習科目は、例年は午後半日9日間で行っていた実習内容を午前午後の全日で3日間まで圧縮することで、期間を短縮して行った。そのため、実習のある3年生は、本来午前中だけにある講義科目を、午後にもう一度、講義を行うことで、通常の2倍のペースで進めることで進行を早めて、実習期間を確保した。また、試験についても対面で行った。なお、6月3日に全学で対面授業が再開された後も、薬学部では遠隔講義を継続した。講義資料の印刷物は、近辺に住む学生には取りに来てもらい、遠方の学生には郵送した。また、緊急連絡用に、全学生と教員の間でLINEによる連絡網を作成した。特に新入生に対しては、LINEのビデオ通話を用いてZoom講義の方法を直接指導することなどができたため、開始当初から問題なく遠隔講義を進めることができた。また、可能な教員は、自室の自分のパソコンでZoomを用いて講義を行ったが、白板に板書するタイプの講義をする教員などについては、小講義室をスタジオとして設定し、ビデオと放映用のPCを常設することで、Zoomに不慣れな教員も通常通りの講義ができるようにセットアップした。

薬学部では臨床実習があり5年生が実務実習のため、薬局・病院に出ていたが、多くの院所で、緊急事態宣言が出ていた期間については、自宅待機となったため、課題を用いた遠隔実習にせざるを得なかった。

1年生に韓国からの私費留学生が1名おり、秋まで来日ができなかった。この学生に対しては、メールとSkypeで最初に連絡を取り、こちらの状況を説明した後、Zoomで専門講義に参加させた。試験は来日時まで保留して、来日後に追試験として受験して単位を取得した。

講義・基礎実習ともに順調に進んだが、7月末に全学で最初の感染者が薬学部内から発生した。その学生が、運悪く3年生の実習の手伝いを担当していたため、前期最後の実習の最終日のみ中止とし、濃厚接触の可能性のある学生全員のPCR検査を行った。幸い、全員陰性で、学内感染拡大はなかった。しかし、翌週に予定されていた前期末試験は延期せざるを得なかったため、夏季休暇中に本試験、追試験、再試験の3回の試験期間を急遽設定して対応した。これらの予定外の対応については、学生からも教員からも、快く協力が得られた。教育の質については、上記の遠隔講義支援チームと教務FD委員会を中心に評価したが、緊急事態下でも、概ね十分な水準の教育を行うことができた。

(2) 令和2年度後期

前期の感染事例の発生を受け、薬学部では令和2年度後期も、原則として、全ての講義を遠隔で行うことを決めて、準備をした。実習については、講義を集中することで、期間を確保して、短期間で行う変則的な形式で行った。実習のある学年（2年生）は、従来午前を講義、午後を実習としていたが、講義週、実習週を、交互に配置することで、講義週は午前・午後に同一科目を2コマ受講し、2倍のスピードで進め、実習週は、午前・午後とも実習を行い、半分の期間で実習を終える形式で続けた。試験期間については、前期同様、追試験希望者が多数出る可能性を想定して、当初から3回の試験期間を設定した。後期については、学生の感染者が出ることはあっても、クラスター化することもなく、順調に進めることができた。

(3) 令和3年度前期～令和3年度後期

コロナ禍2年目に入り、初年度に行った実習のある学年（前期は3年、後期は2年）については、実習週と講義週に分けて、実習を集中して行う変則的なカリキュラムを継続したが、感染状況が落ち着いていたため、前期開始当初は、原則、全てを対面講義で行った。

しかし、4月20日から「まん延防止等重点措置」が愛知県に適用されることになったため、遠隔講義を再開した。昨年で、学生・教員とも、遠隔講義に慣れていたこと、あらかじめオンライン化を想定して、全ての講義にZoomIDを設定していたことなどから、特に混乱はなく、順調に講義の遠隔移行をした。その後も、県の感染状況に応じて、遠隔講義と対面講義を切り替えた。なお、大学院の講義は、原則としてオンライン講義を継続した。

(4) 令和4年度

前期より授業を原則対面で行い、感染（り患）や濃厚接触による欠席の学生のために、Zoomを併用するハイブリッド講義をできる限り行うように要請した。カリキュラムは、午前半日講義、午後半日実習という従来の形式に戻した。大学院の講義は、原則としてオンライン講義を継続した。

(5) 令和5年度

ほぼ全面的に、コロナ禍発生前の体制に戻した。緊急時用にZoomのID設定だけ行った。新型コロナウイルス感染症は5類移行されたが、り患した学生に対する欠席対応は継続している。大学院の講義は、社会人大学院生等多様な学生が在籍することから、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も原則としてオンライン講義を継続している。

2 人数制限・指定席・通行規制・消毒・換気

(1) 講義

薬学部では、コロナ禍初年度は、全ての講義を遠隔で行った。対面が必要な試験などの際には、大講義室（定員220名）、宮田ホール（定員280名）などを用いて、定員を1/2以下に調整し、学生間の距離を確保した。

(2) 基礎実習

学部専門教育科目の生物・医療系実習では、通常1部屋の実習室で行っているものを、2部屋にして人数を半数とした。物理・化学系実習では、学生を2班に分けて、2回の実習を行うことで、各回の人数を半数とした。

(3) 昼食時

初年度は、基礎実習期間以外は学生の登校はなく、実習時も1学年のみであり、生協食堂と、講義を行う講義室での食事を許可した。

(4) その他

- ラウンジなどでの飲食を禁止した。
- 講義室・実習室については、出入口や実験台に手指用の消毒液を置いた。
- また、数か所の窓を開放したままとして、換気を行った。

3 健康管理・行動記録・特別欠席届

薬学部では、コロナ禍の最初の年は、原則として全て遠隔講義だったが、実習や試験など、登校が必要な際には、全学様式の健康観察シートを学生へ展開した。学生には毎朝の検温、症状（強いだるさ、息苦しさ、咳、下痢、吐き気等）を確認したうえで登校するよう求め、行動歴も記入してもらうこととした。新型コロナウイルス感染症にり患又は濃厚接触者となった場合、体調不良の場合は事務室に連絡するよう指導し、症状や行動歴、療養期間等の詳細を記録した。り患又は濃厚接触した学生に対しては、Zoomの同時配信やオンデマンド録画の提供、課題を提供する等の対応を行った。また、臨床実習に参加する学生には、初日の2週間前から毎朝の検温や風邪症状の確認、感染リスクの高い場所に行かないように対象学生に指導した。研究室配属後の学生についても、全学様式の健康観察シートに記録させ、研究室単位で管理を行った。

4 ガイダンス・説明会

(1) 薬学部

【令和2年度】

新年度のガイダンスは時間を短縮して、学部内で行った。履修登録法を説明する点を重視し、学生との信頼関係の構築をするため、LINEグループを構築し、短時間だが、チューター会も行った。

ガイダンス実施時は、マスクの着用、消毒液の設置、指定席制、資料を事前に机上へ配置するなどといった感染症対策を行った。

【令和3年度以降】

令和3年度以降は、感染症対策を講じたうえで、通常のガイダンスを行った。

(2) 薬学研究科

【令和2年度 入学時ガイダンス、大学院説明会】

- マスクの着用、消毒液の設置、指定席制、資料を事前に机上へ配置するなどといった感染症対策を行った上で、対面形式にて実施した。

【令和3年度以降 入学時ガイダンス、大学院説明会】

- 令和3年度以降も令和2年度の例にならい感染症対策を講じたうえで入学時ガイダンス及び大学院説明会を対面形式にて実施した。

5 学生アンケート

●海外渡航状況調査

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年2月から3月の海外渡航状況を在校生及び新入生に対して行った。渡航先（国及び地域名）、渡航期間、渡航理由、経由地の有無等を確認し、海外渡航をした場合は帰国日を0日として14日間は体温測定等の健康観察を行うよう案内した。実際、複数の学生が欧米に滞在していたが、講義開始が遅れたため、特に問題になる点はなかった。

●情報通信環境調査

遠隔講義導入にあたり、全学生に対して、自宅（自室）でのインターネット通信量の上限についての調査を行った。また、全学生と学年ごとのLINEグループを作った。Zoomについては、試験講義を複数回行い、全学生が聴講可能であることを確認した。その結果、1年生の1名のみが、通信手段を持たず遠隔講義への参加が不可能だったため、登校して講義室でノートPCを貸し出して、受講環境を整えた。

経済学部・経済学研究科

1 遠隔授業・課題研究による授業

(1) Zoomによる遠隔授業の実施

- 令和2年度前期より、大学で契約したZoomライセンスより、部局管理のライセンスを16本付与された。教職員は、経済学研究科の専用フォームによりZoomの使用日時や用途を申請し、部局情報システム管理者が許可した用途の場合に、Zoomのミーティングアカウントが付与されるスキームとした。アカウント設定作業は、常駐の委託SEが担当し、急な設定作業やトラブルにも対応できる体制をとった。
- 遠隔授業については、ミーティングアカウントを授業毎に予め割振りし、アカウントが授業前後も含め重複することのないように調整を行った。
- 令和2年度後期より、大学で包括ライセンス契約を締結し、教職員にも個別ライセンスが付与されることとなり、希望する教員は、部局情報システム管理者に申請することになった。これにより、教員の個別アカウントを授業に使用することが可能となり、演習や学生の指導など、不定期に行う授業等を適時に行えるようになった。
- Zoomによる遠隔授業等の実施にあたり、部局情報システム管理者が、経済学研究科の専用ページに「Zoom運用ガイド」を掲載し、教員の遠隔授業実施を支援した。質問やトラブルについては、常駐の委託SEが応じる体制を整備した。また、授業実施にあたり、高等教育院のWEBサイトに掲載された、本学における遠隔授業、課題研究の実施方針やZoomマニュアルを確認するよう周知した。
- 経済学部は学部の特性から、非常勤講師の2/3は実務家教員であり、本務先でも遠隔授業を行っている大学教員とは異なり、Zoomや学務情報システムの操作に不慣れなことが想定された。そこで、3号館内に、非常勤講師がZoomによる遠隔授業を配信する教室と、PCや書画カメラなどの設備、有線ネットワークを準備した。Zoomの操作方法や遠隔授業の実施方法、学務情報システムでの資料掲載など、遠隔授業の実施にあたり必要な支援を行った。

(2) 授業実施方針の変遷（経済学部）

学部内に「教育の質保証チーム」を設置し（学部教務委員会）、各学期における授業実施方針と問題点、解決策について都度協議を行った。その内容は、次のとおりである。

●令和2年度前期

- 学生の履修登録期間には、前期の授業実施形態が流動的であったため、教室定員が制限された場合でも対面型授業が行えるよう、全ての経済学部専門科目で使用予定の教室に合わせた履修制限を設

け、抽選履修登録を行った。抽選の結果、CAP制限の半分にも満たない単位数しか履修できない学生や、進級、卒業に影響する学生が発生した。対応の必要のある学生のために、一部の科目について、5限、6限に開講時限を変更する、5限、6限に2コマ目を開講するなどの措置をとった。

- 4月22日からの前期授業開始時には、科目毎に遠隔授業・課題研究にて対応した。
- 6月3日からは、1年生担当の経済学部専門科目は対面型授業を再開した。1年生担当科目以外の経済学部専門科目については、遠隔授業を原則とした。
- 自宅で通信環境が整わない等の理由により、学生が学内で受講する必要がある場合、対面型授業を実施する教養教育科目、人文社会学部合同開講科目と遠隔授業との「つなぎの問題」に備え、科目毎に指定された教室で、遠隔授業の映像をプロジェクターに投影するサテライト教室を開設し、PCを持参しなくても授業が履修できるようにした。
- 8月3日からは、感染状況の悪化により、対面型授業を行っていた科目についても、最終回の授業を科目毎に遠隔授業・課題研究に切り替えて実施した。

●令和2年度後期

- 全学の授業実施方針を受けて、令和2年度後期の授業実施方針について、「演習Ⅱ」「演習Ⅳ」は、原則、対面型授業により実施し、それ以外の全ての経済学部専門科目はZoomによる遠隔授業を実施することとした。
- 対面型授業を実施する教養教育科目、人文社会学部合同開講科目と遠隔授業との「つなぎの問題」に備え、3号館のPC設置教室を開放し、遠隔授業を受講できるようにした。
- 履修生の多い科目については、科目毎に指定された教室で、遠隔授業の映像をプロジェクターに投影するサテライト教室を開設し、PCを持参しなくても授業が履修できるようにした。

●令和3年度前期

- 全学の授業実施方針を受けて、令和3年度前期の授業実施方針について、「演習Ⅰ」「演習Ⅲ」、「1年生担当科目」は、原則、対面型授業により実施し、「履修人数50人以下の科目」は、対面型授業も可能、それ以外の全ての経済学部専門科目はZoomによる遠隔授業を実施することとした。
- 対面型授業を実施する教養教育科目、人文社会学部合同開講科目と遠隔授業との「つなぎの問題」に備え、3号館のPC設置教室を開放し、遠隔授業を受講できるようにした。
- 履修生の多い科目については、科目毎に指定された教室で、遠隔授業の映像をプロジェクターに投影するサテライト教室を開設し、PCを持参しなくても授業が履修できるようにした。

●令和3年度後期

- 全学の授業実施方針を受けて、令和3年度後期の授業実施方針について、「演習Ⅱ」「演習Ⅳ」は、原則、対面型授業により実施し、それ以外の全ての経済学部専門科目はZoomによる遠隔授業を実施することとした。ただし、地域の感染状況の改善を見越し全学の授業実施方針が変更になった場合は、一定の猶予期間を設け「対面型授業」に変更する可能性があることを通知した。
- 全学の授業実施方針を受けて、10月18日からの授業実施方針について、「演習Ⅱ」「演習Ⅳ」、「1年生担当科目」「履修人数150人以下の科目」は、原則、対面型授業により実施し、それ以外の全ての経済学部専門科目はZoomによる遠隔授業を継続することとした。

●令和4年度前期

- 全学の授業実施方針を受けて、令和4年度前期の授業実施方針について、「演習Ⅰ」「演習Ⅲ」「1年生配当科目」は、原則、対面型授業により実施し、それ以外の全ての専門科目は、履修登録人数に応じて、対面型授業又はZoomを使用した遠隔授業を実施することとした。

●令和4年度後期

- 全学の授業実施方針を受けて、令和4年度後期の授業実施方針について、「演習Ⅱ」「演習Ⅳ」、「1年生配当科目」は、原則、対面型授業により実施し、それ以外の全ての専門科目は、履修登録人数に応じて、対面型授業又はZoomを使用した遠隔授業を実施することとした。

(3) 授業実施方針の変遷（経済学研究科）

- 研究科内に「教育の質保証チーム」を設置し（大学院教務委員会）、各学期における授業実施方針と問題点、解決策について都度協議を行った。
- 令和2年度から令和4年度まで、講義科目は全て遠隔授業、演習科目は、受講生との相談の上、対面型授業あるいは遠隔授業を実施した。
- 経済学研究科は社会人学生が多く、就労先の感染症対策などにより通学が困難であること、度々の授業実施方針の変更は、学業と仕事の両立の妨げになることから、遠隔授業を原則とした。

(4) 定期試験対応の変遷（経済学部）

●令和2年度前期、令和2年度後期

- 対面定期試験は実施せず、オンライン試験かレポート課題に代えることとした。
- 対面定期試験を実施しないことにともない、通常、対面定期試験実施科目に限定していた「再試験」を、成績評価方法の区別に関わらず全ての科目を対象とした。
- 追試験、再試験についても、対面試験は実施せず、レポート課題で対応することとした。
- 追試験願、再試験願は、山の畑事務室への窓口提出が原則であったが、メール提出も認めた。（その後、学務情報システムでの提出に移行）

●令和3年度前期、令和3年度後期、令和4年度前期、令和4年度後期

- 感染対策を徹底し、対面定期試験を実施した。
- 新型コロナウイルス感染症に罹患した学生、濃厚接触者になっている学生、体調不良の学生が試験のために無理に通学することがないように、所定の手続きを実施すれば追試験対象になることを学務情報システムで通知すると共に、授業の中で教員から繰り返し説明した。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、追試験対象者と対象科目が増加した。追試験、再試験の時間割設定が難しくなること、追試験、再試験を受験できない学生が発生することが予想されたため、成績評価に影響のない範囲で、追試験、再試験をレポート課題に代えることを教員に依頼した。

【経済学部専門科目追試験者数、延べ科目数の推移】

	追試験者数	延べ科目数		追試験者数	延べ科目数
R1前期	5	12	R1後期	5	8
R2前期	2	2	R2後期	1	1
R3前期	18	42	R3後期	31	43
R4前期	37	93	R4後期	9	16

※ R2は対面試験を実施していないため、通信障害により受験できなかった学生のみ

2 人数制限・指定席・通行規制・消毒・換気

(1) 感染対策委員会

- 研究科内に「感染対策委員会」を設置し、学期毎に感染防止対策の検討と学生及び教員への周知徹底を行った。

(2) 人数制限

【経済学部】

- 対面型授業を行う際は、学生の履修を通常の教室定員の70%程度までに制限、それを超える履修生のいる科目は、Zoomによる遠隔授業とした。
- 狭い空間となるセミナー室（ゼミ室）は全て施錠し、学生が自由に出入りできないようにした。演習（ゼミ）を対面型授業で行う場合、5名を超えるゼミ生のいるゼミは3号館あるいは2号館の他の教室を使用し、学生間の距離を確保した。

【経済学研究科】

- 令和2年度から令和4年度まで、演習科目を除き、全て遠隔授業を実施した。

(3) 指定席

- 対面型授業の座席を指定席とし、学生間の距離を確保すると共に、感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に使用した。
- グループワークを行う際、グループメンバーと座席の把握を教員が行うようにした。
- 各教室に席番号シールを貼付け、科目毎の座席表を掲示及びデータ配信した。
- 着席しない席にカラーテープで×印を付け、隣席との間隔を空けることを徹底した。

(4) 通行規制等

- 3号館内の移動を一方通行とし、貼り紙を掲示するとともに、床にカラーテープで進行方向の矢印表示を行った。
- エレベーターの使用を、身体障害者、疾病、怪我などで使用する必要のある者、荷物搬入などに制限し、狭い空間で密になることを避けるようにした。

(5) 消毒

- 3号館東側正面玄関、及び、各教室に手指消毒用アルコール等を設置し、手指消毒を徹底するように呼び掛けた。

- 令和2年6月末までは、職員が授業終了後に使用した教室の座席等の消毒作業を実施した。
- 令和2年7月からは、ドアノブ、電気スイッチ、窓の鍵など、不特定多数が触れる場所の消毒作業を実施した。
- PC教室のキーボードに抗菌効果のあるカバーを設置し、使用後は各自消毒するようにした。
- 教室のマイクや備品を使用後に消毒できるように、各教室の教卓及びマイク等を保管している非常勤講師室に消毒物品を設置した。非常勤講師室には、マイク殺菌保管庫を設置した。

(6) 換気

- 教室の窓、ドアを常時開放し換気を行った。(冷暖房時は、10cm程度にするなど調整)

(7) 昼食

- 3号館内の昼食場所を指定し、ランチョンマットの使用 (A3用紙を昼食場所に設置し、机に敷く)、黙食の徹底、向かい合っただけの食事や横並びであっても横を向いての食事をしないよう、学生に注意喚起を行った。

(8) その他感染対策

- 教室の利用については、令和2年6月3日以降、原則施錠し、指定の教室等のみ時間帯を定めて使用することとした。
- 3号館グループ学習室、資格対策室は施錠し、使用禁止とした。
- 学生用のマスクを教員に配布し、マスクを忘れる、あるいは、不織布でないマスクを着用している学生に渡し着用を促した。ただし、やむを得ない事情で不織布でないマスクを着用している場合もあるので、無理強いしないようにした。
- 各教室の教卓に可動式のアクリル板を設置し、飛沫感染防止対策を行った。

3 健康管理・行動記録

(1) 健康管理・行動記録

- 令和2年6月3日の対面授業の再開に伴い、検温などの基本的な体調管理の徹底及び感染症防止対策の徹底と、学生課発出の「体調管理シート」の記載を依頼し、体調不良の場合は山の畑事務室に連絡するよう周知した。
- 学生課発出の新型コロナウイルス感染症り患時などの連絡先の通知を、学生に定期的に通知し、り患者及び濃厚接触者の把握を行った。夜間や休日にもり患者等を把握するため、り患者等に該当した場合は、3号館警備員室と学部のメールアドレスに連絡することを繰り返し通知した。
- 教員が授業の中で、り患者等に該当した場合の連絡先を繰り返し説明した。
- り患者が発生した際の聞き取りや濃厚接触者の特定、保健所との調整、教員への連絡、調整などに多くの時間が割かれた。夜間や休日にも学生からのメールを確認し、り患者が発生した際は、至急状況確認を行う必要があった。感染拡大の波が繰り返し来る度に、り患者及び濃厚接触者が急激に増加したが、最低限の対応しか行うことができなかった。今後同様の事象が起きた場合は、これまでに以上に学部全体で対応する必要があると感じた。
- 対面型授業については、座席指定により、学生間で一定の距離を確保し、濃厚接触者の把握も容易であったため、対象学生に自宅待機を求めるなどの対応を迅速に行うことができ、授業に出席した

ことのみにより感染が広がる事例はなかった。グループワークを行っていた授業についても、教員がグループメンバーを把握するようにしており、特定が容易だった。

(2) 特別欠席届

- 令和2年6月3日の対面授業の再開に伴い、新型コロナウイルス感染症における事由については「特別欠席届」の対象とし、証明書等の添付なしで提出しても欠席とはみなさないこととし、科目の担当教員には学修上の配慮を依頼した。（「2_教育-1_授業等（教務企画室）」を参照）
- 経済学部では、学生は「特別欠席届」を指導教員にメールで提出し、指導教員が学生に状況を確認した後、山の畑事務室に提出することとした。

4 ガイダンス・説明会

(1) 経済学部

【令和2年度】

- 例年、3号館201教室で実施していた新入生学部別ガイダンスを、密を避けるために3号館101教室、201教室の2教室で同時に2回に分けて開催した。
- 例年、学生課が入学式後の新歓行事の際に配布していた「学生証及び教育情報システムアカウント」が、新歓行事の中止で配布できなくなり、学部別ガイダンスで配布することになった。
- 瑞山会のプレゼンテーション、瑞山会による卒業生講演会は中止とした。
- 学部別ガイダンス後に、新入生とチューター教員の顔合わせのために実施していた「チューター会（昼食会）」は中止とした。

【令和3年度】

- 例年、3号館201教室で実施していた新入生学部別ガイダンスを、3号館101教室、201教室の2教室で同時開催とした。
- 氏名の最初のひらがなで着席するエリアを指定、隣の席が空くように座席を指定した。
- 例年、学生課が入学式後の新歓行事の際に配布していた「学生証及び教育情報システムアカウント」が、新歓行事の中止で配布できなくなり、学部別ガイダンスで配布することになった。
- 瑞山会による卒業生講演会は中止とした。
- 学部別ガイダンス後に、新入生とチューター教員の顔合わせのために実施していた「チューター会（昼食会）」は中止とした。

【令和4年度】

- 3号館101教室、201教室の2教室で同時開催とした。
- 氏名の最初のひらがなで着席するエリアを指定、隣の席が空くように座席を指定した。
- 例年、学生課が入学式後の新歓行事の際に配布していた「学生証及び教育情報システムアカウント」が、新歓行事の中止で配布できなくなり、学部別ガイダンスで配布することになった。
- 瑞山会による卒業生講演会は中止とした。
- 学部別ガイダンス後に、新入生とチューター教員の顔合わせのために実施していた「チューター会」を、昼食会は行わず複数の教室に密を避けるために広く分かれて短時間で実施した。

(2) 経済学研究科

研究科は学生数が少ないため、感染対策を徹底しながら、例年どおり新入生オリエンテーションを実施した。

5 学生アンケート

●学生海外渡航状況調査

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年2月から3月の海外渡航状況を在校生及び新入生に対して行った。渡航先（国及び地域名）、渡航期間、渡航理由、経由地の有無等を確認し、海外渡航をした場合は帰国日を0日として14日間は体温測定等の健康観察を行うよう案内した。

経済学部・研究科は、学生数1,056名のうち63名が海外渡航していたが、全員帰国後の体調に問題ないことを確認した。

また、経済学部・研究科新入生270名に対しても調査を行い、海外渡航した学生2名の体調に問題がないことを確認した。新入生のうち4名は、日本に入国できなくなり、授業などの対応を全てオンラインで行うことで学修を進めることになった。

【令和2年4月時点で日本に入国できなかった学生】

学 部：1名（韓国）

研究科：3名（中国）

●遠隔授業受講のための通信環境に関する調査

新型コロナウイルス対策本部会議からの、令和2年4月7日付「令和2年度前期における遠隔授業及び課題研究による授業の実施」を受け、経済学部新入生ガイダンスの際に通信環境に関するアンケートを実施し、パソコンの保有有無や自宅の通信環境について確認した。在校生についても、同様の調査を実施した。その結果、自宅での遠隔授業受講に不安のある学生が若干名いることが分かった。その対応のため、実施した遠隔授業は必ず録画保存し、授業を受けることができなかった学生が授業後にオンデマンドで授業が受講できるように準備することとした。また、3号館のPC設置教室を開放し、大学に通学できれば遠隔授業を受講できる体制を整えた。

人文社会部・人間文化研究科

1 遠隔授業・課題研究

(1) Zoomの導入

新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）委員会及びICT専門委員会が令和2年4月14日に開催した「Zoom利用に関わるオンライン講習会」に本学部のICT専門委員が参加。参加後学部各学科から教員1名を選出してZoomの管理者を設置した。4月24日に教員向け説明会を開催した。

学生に向けては、学科ごとのZoomの管理者が学年別に講習会を開催した。1年生及び2年生は4月27日、3年生及び4年生、大学院生は4月28日に開催した。

(2) 遠隔授業等授業提供体制の変遷

新型コロナウイルス対策本部会議及び新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）の通知により、令和2年度前期における授業実施に係る方針が示され4月22日から全学年の授業を開始。本学部はZoomの利用説明会とあわせて、通知の方針に基づき4月22日から5月6日の期間、5月7日から6月2日までのそれぞれの期間について、授業提供体制に係る教員の意向調査を実施。結果、Zoomでの課題提出のみ、遠隔授業と課題提出のハイブリッド形式、教員の判断で後期に開講を延期するなど、授業の提供体制は様々であった。6月3日以降の期間については、新型コロナウイルス対策本部会議及び新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）の通知に基づき、人間文化研究科・人文社会学部教務委員長が通知した原則対面授業の方針となった。しかしながら対面授業が困難な授業、受講人数が少人数の授業など遠隔授業の継続が望ましい授業については、新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）宛ての遠隔授業申請書「Zoomを使った授業の実施について」を提出することで遠隔授業の継続を承認した。

一方で、新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）からの依頼で情報通信機器や情報通信環境に係る確認を学生に対して調査した結果、遠隔授業への参加に対して機器や環境が伴わない学生の数名（10名以下）から申し出があった。申し出があった学生には山の畑事務室からPCを貸し出し、感染防止対策に配慮した環境のもと教室を開放して遠隔授業に参加してもらった。

令和2年7月になって若年者への感染兆候が顕著となり、前期最後の授業は原則対面授業から特に対面での必要性が求められる授業を除いて原則遠隔授業へと転換した。

令和2年前期期末試験については感染拡大の兆候にあわせて試験の形式の変更がされ、大学に登校しての筆記試験は8科目、非筆記試験は215科目となった。

以後、令和5年5月7日までの期間、遠隔授業と対面授業又はハイブリッド形式、課題提出のみなど、時々の新型コロナウイルス感染症蔓延にあわせて授業を提供した。

(3) 教育の質保証チームの設置

令和2年4月27日通知で新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）の検討委員会から各研究科長宛に教育の質保証チームの設置が要請されたことに基づき、本研究科内での教育の質保証チームが発足し以下の活動を実施した。

- 令和2年4月24日に開催した教員向けにZoom講習会を実施
 - 令和2年5月6日に教員に対し「遠隔授業実施に係るお願い」を通知
 - 令和2年5月7日から学生向け「遠隔授業実施に関する相談窓口」をweb上に設置
- 令和2年5月14日までの1週間で23件の相談があった。主な相談は以下の通り。

「課題提出の授業数過多により対応困難」

「通信環境が整っていないため遠隔授業への参加が困難」

- 令和2年5月21日に教員に対し、「遠隔授業の実施における授業連絡・資料掲示のタイミングについて」を通知し、授業資料の掲示はできるだけ事前に一定のタイミング（1・2限は前日の18時、3・4・5限は当日の9時頃を目安）で行うことを周知した。

2 人数制限・指定席・通行規制・消毒・換気

- 教室の座席表を作成（定員の2/3）し、座席番号を付番した。
- 1号館の昼食場所を指定し、ランチョンマットの使用（A3用紙を昼食場所に設置し活用してもらった）、黙食の徹底、向かい合っただけの食事や横並びであっても横を向いての食事をしないよう学生に注意喚起を行った。
- 1号館は一方通行とした。
- エレベーターの利用制限を行った。
- 事務室窓口のソーシャルディスタンス確保の貼り紙を掲示した。
- セミナー室の不特定多数が触れる箇所（ドアノブ、電気スイッチ、窓の鍵付近）を1日1回、アルコールで拭き、消毒液、拭き取り紙の補充

3 健康管理・行動記録

令和2年6月に対面授業を再開し、全学様式の健康観察シートを学生へ展開した。学生には毎朝の検温、症状、行動歴チェックを記載してもらった。

新入生ガイダンスの際にも健康観察シート・体調管理シートと体調がすぐれなかった際の連絡方法等をまとめた書面を配布した。

また、教員に向けて新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）から提供された、体調が悪くなった学生への対応手順を配布した。

4 実習

(1) 令和2年4月7日時点の実習等の受け入れ状況

同一施設に同時に複数人派遣する実習については、一人でも新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された段階で中止し、延期又は振替で対応した。

市大病院での実習を行う学生及び教員については優先的にワクチン接種を行い、日々の実習では市大病院の職員同様に検温及び健康管理チェックシートの記録を行った。また、市大病院管理課にコロナ禍における病院実習に係る誓約書を提出した。

資格関係実習

- 幼保 実習先施設の意向を最優先に教員が調整
27施設中7施設回答、1施設が受け入れ中止、6施設が受け入れ可
- 社会調査士 5名の担当教員がそれぞれ検討
対面調査、遠隔とのハイブリッド形式、文献調査など様々
- 社会福祉士 実習先施設の意向を最優先に教員が調整
「ソーシャルワーク教育学校連盟」より「養成各校に6月末日までの実習依頼の自粛」の「お願い」が発出されている。
1施設のみ受け入れ不可
- 心理学関係 実習先施設の意向を最優先に教員が調整
10施設に照会し、6施設は「感染拡大の終息が確認できるまで」の期間は受け入れ不可
5施設は、提示があった指定の期間での受け入れが可

(2) 人事専門職種資格課程にかかる実習の対応

中高教職課程・教育実習

【教育実習】

●令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、文部科学省より同年度に行われる教育実習の実施期間の弾力化について通知がなされ、教育実習の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことが可能となった。（「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」令和2年5月1日付2教教人第5号教育人材政策課長通知）

その後、愛知県下も緊急事態宣言の期間内であったことから、愛知県教育委員会管内の教育実習が全て後期の期間に移されることとなった。これにより、同年の教職課程4年生については他県や私学で実習を含め、全員8月末から11月中旬にかけて実習を行うこととなった。

教育実習の期間が短縮となったことから、本学において夏季休業中と11月中旬にみなし教育実習を行うこととした。講師を招いて社会科と英語科のモデル授業を実施頂き、その後は学生全員の模擬授業を行い評価指導を行った。

8月には、文部科学省から教育実習特例について発表があり、大学などが教育実習の科目を実施できず学生等が単位を修得できない場合は、同年度に限り教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができることとなったが、本学については教育実習と本学で実施したみなし教育実習をもって総授業時間数を満たすことができた。（「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」令和2年8月11日付2文科教第403号総合教育政策局長通知）

また、感染症対策として、実習初日の2週間程度前から毎朝の検温や風邪症状の確認、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすよう対象学生に案内した。

●令和3年度～令和5年度前期

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が危ぶまれる状況ではあったが、全員予定どおり教育実習を完了することができた。実習先は在校生の安全管理を行う立場であることを学生に説明し、感染症対策や行動を律したうえで教育実習に臨むよう指導した。

【介護等体験実習】

●令和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年どおりの対応が困難となった為、「介護等体験施設に係る大臣決定」（令和2年8月11日文部科学大臣決定）に基づき、大臣決定1（2）の代替措置を行うこととした。予定していた老人福祉施設における5日間の実習（8月に予定していたものの、施設側の事情により中止）と特別支援学校における2日間の実習（同年11月に予定していた）を辞退し、対象の学生には本学において「老人福祉論」又は「介護概論」を受講させた。代替措置の方法については本学ホームページ・教職課程における情報の公表ページにて掲載した。

●令和3年度～令和5年度

令和2年度に引き続き、「介護等体験施設に係る大臣決定」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5年2月最終改正。）に基づき、大臣決定1（4）の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設

する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を講じることとした。視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法を学修し、学修の成果を1,200～1,600字程度のレポートにて纏めさせ、教員が内容を確認することで代替措置完了とみなした。代替措置の方法については本学ホームページにて公表した。

幼稚園教諭免許課程の教育実習

●令和2年度

令和2年度に実施した幼稚園教育実習については、教育実習の弾力化運用に伴い、当初予定であった4週間を3週間に変更して実施することが可能であった。

●令和3～4年度

令和3～4年度に実施した幼稚園教育実習は、体調管理シートを1週間から2週間に延ばし、また学内の委員会において「実習中における新型コロナウイルス感染症への対応について」の方針をとりまとめ、感染症対応に注意しながら実施することができた。但し実習訪問等については、Zoomや電話で代替とした園もある。

社会福祉士課程 相談援助実習

【相談援助実習】

●令和2年度から

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実習先施設に文書を送付、以下の対策・対応を行い実施した。高齢者や障害者関係施設や医療機関での実習があるため、新型コロナウイルス感染症対策は現在も令和2年以降の対応を継続中である。

(参考：令和5年8月現在 高齢者施設2名、障害関係施設1名、医療機関1名)

●施設実習実施にあたっての対応について

- ① 名古屋市立大学における新型コロナウイルス感染症対策をふまえた事前指導
 - 学生の行動履歴及び健康観察（検温等の記録を含む）を実習開始2週間前から毎日記録する。
 - 課外活動は、本学「課外活動ガイドライン」に準ずることになっているが、実習が予定されている学生については実習開始2週間前から課外活動には参加しないこととした。なお、緊急事態宣言発令期間は、課外活動自体を禁止した。
 - 令和2年度から令和5年5月8日までは海外渡航は原則禁止とした。
- ② 実習の中止、中断の判断に係る要件について
 - 当該学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、あるいは疑いがあると診断された場合、濃厚接触者となった場合
 - 実習先施設関係者（利用者、職員等）にPCR検査等で陽性の確認がされた場合
 - 発熱等（目安は37.5℃以上）の風邪症状があるなど体調がすぐれない場合、あるいは自己の平熱と比べて高い体温である場合

臨床心理士・公認心理師実習

【学内医療心理センター臨床心理相談室実習】

●令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、厚生労働省より同年度に行われる実習施設等の代替が困難である場合、実情を踏まえて実習に代えて演習又は学内実習を実施することにより、必要な知識及び技能を習得することとして差し支えないとの通知がなされた（「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種などの各学校、養成所及び養成施設等の対応について」令和2年6月1日付）。これにより本学においても可能な授業を実習時間に取り入れて対応した。

ただし、令和2年4月と5月は、愛知県も第1回緊急事態宣言が出され、医療心理センター臨床心理相談室を閉室することを余儀なくされ、約2か月間は大学院生に向けて相談室を利用した実習を行うことができなくなった。しかし第1回緊急事態宣言の解除後は、速やかに相談室を開室して、手指消毒用アルコール、飛沫防止のためのビニールカーテン及びアクリル板、空間除菌機能と加湿機能を備えた機器の設置、相談室使用後の消毒の実施といった感染予防対策を徹底しながら、相談活動を段階的に再開した。こうした予防対策のための備品等については日本臨床心理士資格認定協会による「新型コロナウイルス感染拡大防止状況に係る臨床心理士養成大学院の附属臨床心理相談施設に対する援助金助成事業」に申請して得られた助成金を活用した。第2回緊急事態宣言発出に際しては相談室を閉室することなく、感染防止対策を徹底しながら相談活動を行った。前年度に比べると大学院生の臨床心理相談室実習の時間は減少したものの、6月から再開したことで、一定の実習時間を確保することができた。

●令和3年度～令和5年度前期

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が危ぶまれる状況ではあったが、感染予防対策を継続しながら全員予定どおり臨床心理相談室の実習を完了することができた。

【学外実習】

●令和2年度

令和2年度に発出された第1回目の緊急事態宣言期間は実習施設でも実習は中止するところがあった。しかし緊急事態宣言解除後に柔軟に対応していただき、実習時間を確保することができた。なお、実習生の感染予防対策については、各施設から求められる対策を順守する形で実習への参加を行った。

●令和3年度～令和5年度

令和2年度に引き続き、学外実習先の判断に従って実習プログラムへの参加をしてきた。資格要件で求められる実習時間は十分確保できる形で現在まで実習を行うことができています。

5 ガイダンス・説明会

(1) 学部

令和2年度の新入生向けのガイダンスは令和2年4月3日に感染予防対策を講じて対面で実施した。3学科別に教室を分け、開始時刻を40分ずつずらすことで建物内の密集を防いだ。途中、休憩・換気の時間を設けて感染防止対策とした。また、4月2日に新2年生資格ガイダンス、4月1日に新3年生教職課程ガイダンス及び3年次編入生ガイダンス、新4年生のガイダンスについては学務情報システムでの資料確認に留め対面での開催は行わなかった。令和3年度も同様に行った。

(2) 研究科

令和2年度 入学時ガイダンス

- 消毒薬の設置、座席の間隔を広く確保するなどの感染対策に留意し、4月6日に対面で開催した。

令和3年度・令和4年度 入学時ガイダンス

- 消毒薬の設置、座席の間隔を広く確保するなどの感染対策に留意し、4月5日に対面で開催した。
- 入国できない留学生について、履修登録に必要なアカウント情報の送付と時間割、学事日程の送付を行った。

6 学生アンケート**(1) 海外渡航歴調査**

令和2年3月20日付学生課学生支援係の通知を受け、在学生に向けて海外渡航調査を実施した。人文社会学部・人間文化研究科の令和2年3月31日時点の調査結果は以下の通り。

渡航あり（経過観察期間終了）	67名
渡航あり（経過観察期間中）	11名
渡航あり（渡航中）	7名
渡航あり（予定）	1名
渡航なし	923名
回答なし	0名
合計（在学生）	1,009名

また、同様に令和2年度新入学生に向けても海外渡航調査を実施した。人文社会学部・人間文化研究科新入学生令和2年4月1日時点の調査結果は以下の通り。

渡航あり（経過観察期間中）	3名
渡航なし又は経過観察期間終了	262名
回答なし	0名
合計（在学生）	265名

※海外渡航した学部生及び大学院生は帰国後2週間の自宅待機期間を設けた。

(2) 遠隔授業調査アンケート

令和2年4月3日の新入生ガイダンス（対面）の際に、新入生に対し通信環境に関するアンケート調査を実施した。結果は以下の通り。

通信環境	持っている	215
	整備予定	6
	なし	0
PC所持	持っている	182
	購入予定	30
	なし	9

PCを所持していない学生に向けて、人文社会学部/人間文化研究科でノート型PCを10台程度準備して貸し出し、通信環境が整備された教室を感染拡大防止のうえ開放した。

7 その他の対応

(1) フィールドワーク・インターンシップ科目

新型コロナウイルス対策本部会議及び新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）の令和2年6月15日付通知を受け、フィールドワーク・学外実習実施計画書及び健康観察表により学生の感染状況の確認及び感染拡大防止対策を敷いて実施。

(2) 卒論提出

令和2年度から卒論の提出を郵送でも可とした。

(3) 履修申請

履修申請では一部学務情報システムでは対応できないところがあり、履修を希望する科目を直接窓口へ提出することをしてきたが、郵送での対応も可とした。

芸術工学部・芸術工学研究科

1 遠隔授業・課題研究による授業

(1) 令和2年度

【前期】

まず授業を開始するにあたり、教員へのZoomによる遠隔授業が可能かどうかの調査を実施し、各授業でどのような対応をしていくかの確認を行った。

授業開始日の4月22日から6月2日までの期間は対面授業を行わず、遠隔授業（Zoom）や課題研究による形態で授業を実施した。6月3日以降は基本的に対面授業に切り替えたが、遠隔授業を行う科目については、教育の質を保つことを前提とし、書面で質保証委員会宛に科目名・実施方法・理由を提出することで認めた（書面の提出は令和4年度後期まで実施）。また、学生が多く登校する曜日については、キャンパス内の学生数を分散させるために、対面授業と遠隔授業を半数ずつ2教室に分けて実施した。

【後期】

原則対面授業としたが、70名を超える科目（大講義室・A305教室）については対面授業と遠隔授業を併用で行うハイブリッド方式で実施した。当該科目の前後の時限にある科目についても対面授業だけでなく、遠隔授業と併用で行う方針とした。

(2) 令和3年度

【前期・後期】

教室の利用人数制限（座席数半数での運用）を継続し、原則対面で授業を実施した。

(3) 令和4年度

【前期・後期】

教室の利用人数制限（座席数半数での運用）を継続し、原則対面で授業を実施した。

2 人数制限・指定席・通行規制・消毒・換気

【講義時の人数制限】

教室の利用人数定員を平常時の2分の1に制限した。

【指定席】

座席に番号を割り当て、出欠確認時に座席番号を申告させる運用とした。

【消毒・換気】

全ての教室の出入口にアルコール消毒を設置し、授業終了後には職員が机・ドアノブ・照明スイッチ等の不特定多数の人が触れる箇所の消毒を行った。30分に1回教員の指示により、窓を開放し換気を行った。

【施設利用者の管理方法】

- 芸工棟・工房棟の入退棟時は、1階出入口に設置してある記録用紙に学籍番号と入・退棟時間を記入し、工房棟3階工場2の入退室については、QRコード申請による管理を行った。
- 施設の利用人数が2名以上の場合は、学籍番号と名簿の提出を必須とした。

【施設利用の時間制限】

通常利用時間 7:00～20:00 (延長申請により23:00まで可)

令和2年4月 利用時間 7:00～18:00 (延長申請不可)

令和3年5月 利用時間 7:00～20:00 (延長申請不可)

令和5年4月 利用時間 7:00～20:00 (延長申請は23:00まで可)

※ いずれも授業・実習とその課題実施に限り利用許可

【食堂利用について】

アセンブリーホール（食堂）は座席数を半分に変更。また昼食時間帯の12:00～13:00はA202教室・A203教室・A204教室・A205教室・A206教室を開放し、昼食利用を可能とした。

3 健康管理・行動記録・特別欠席届

【健康管理】

登校前は必ず検温・風邪症状の確認を行い、発熱（37.5度以上）や風邪症状がみられた場合は登校を控え、自宅療養に努めるよう案内した。

【行動記録】

り患者・濃厚接触者となった場合、それぞれ専用の聞き取りシートと健康観察表の記入・提出を依頼した。

【特別欠席届】

り患者・濃厚接触者となった場合、特別欠席届を提出することで、Zoom録画によるオンデマンド授業・レポート提出・課題など、それぞれの方法で補講対応した。

4 ガイダンス・説明会

【令和2年】

- 学部
新入生ガイダンス…授業開始初回の「芸術工学論A」（大講義室）の中で実施
2～4年…ポータルで連絡
- 研究科
メールで案内
- 保護者説明会
中止

【令和3年以降】

- 学部・研究科・保護者説明会
感染予防対策を講じて対面で実施

5 学生アンケート

(1) 海外渡航歴調査アンケート

令和2年2月から3月の海外渡航状況を在校生に対して行った。

1年生 2名、2年生 2名、3年生 1名、4年生 1名、M1 1名、M2 1名が海外渡航しており、帰国後2週間の自宅待機とした。

(2) 通信環境に関する調査アンケート

学部生に対し、自宅（下宿）での端末・通信環境の確認を行った。

設問1 自宅（下宿）にスマホやパソコンを持っているか？

…全員持っている

設問2 自宅（下宿）でインターネットの環境が整備されているか。

…整備されていない学生は1年11名、2年3名、3年1名、4年0名

自宅で遠隔授業を受けることが難しい学生に対しては、大学設置PCの貸し出しや、Wi-Fi環境が整った教室を用意することで対応した。（大学設置PCのブラウザからZoomが利用できることを確認したが、追加でアプリのインストールも行った。）

(3) 遠隔授業に対する意見調査

調査の結果、ポジティブな意見は「図や文字が見やすい（拡大縮小ができる）」「出席数が増えた（体調や交通状況に依らない）」などが多かった。ネガティブな意見としては「講義連絡方法の改善（大量のメールが届いて分かりにくい）」「質疑などの個別対応の充実」があった。遠隔・対面どちらが理解しやすいかという設問に対しては「一概にどちらともいえない」という意見が半数以上であった。

看護学部・看護学研究科**1 遠隔授業・課題研究による授業****(1) 準備期間（令和2年4月1日から令和2年4月21日まで）**

「令和2年度前期における遠隔授業及び課題研究による授業の実施について」（令和2年4月7日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）並びに「遠隔授業の実施に備えた支援体制の整備について」（令和2年4月8日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）を受け、看護学部ではZoomで遠隔授業を実施するべく支援チームを立ち上げた。メンバーは、薊隆文教授、樋口倫代教授、宮内義明准教授、小田嶋裕輝准教授、原沢優子准教授、金子典代准教授、蓮尾浩之主事、豊島行男主事の8名とした。

「遠隔授業の実施に備えた学生の情報通信環境に関する調査・把握について」（令和2年4月7日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）を受け、4月8日には学生の情報通信環境に関するアンケート調査を実施した。この調査結果、学生全員が遠隔授業を実施可能であることを確認した。

4月9日には学部1・4年生及び大学院生向けに遠隔授業の準備を促す通知を行い、4月13日には同様に学部2年生及び3年生向けに通知を行った。

4月15日にはZoomのミーティングID及びパスワードを通知し、4月17日まで接続テストを行った。

4月16日には教員向けにZoomによる授業実施方法を通知し、遠隔授業の実施準備を整えた。

4月17日には臨時の教務委員会を開催し、出欠の取り扱いなどについて確認した。

4月20日には、学生向けの最終確認通知を行い、4月22日開始の遠隔授業に備えた。

(2) 遠隔授業期間（令和2年4月22日から令和2年6月2日まで）

4月22日から全学年の遠隔授業を開始した。授業開始当初は、学生からはログインができないなどについて、教員からはZoomの使用方法などについての問い合わせが数多く寄せられ、よくある質問集を作成し、教員に配布した。

5月15日には、スマホで授業がうまく受けられないためパソコンの貸し出しを希望する学部生5名に対して、貸し出しを行った。貸し出し用のパソコンは、教員に呼び掛け、研究用ノートパソコンの貸与を受けた。

「令和2年6月3日（水）以降の授業実施等について」（令和2年5月19日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）を受け、6月3日からの対面型授業の実施に向けた準備を開始した。

5月28日には、曜日ごとに登校させる1学年を決め、登校しない他の学年は遠隔授業を行うこととし、学生に通知した。あわせて、情報処理室に設置してあるデスクトップパソコンを使用する遠隔授業の受講を認めることとし、看護学部事務室で利用を申し込み、感染対策を行ったうえで、使用を許可することとした。

(3) 対面・遠隔併用期間（令和2年6月3日から令和4年9月30日まで）

対面型授業では、301教室と308教室をZoomでつなぎ、教員は中間に休憩を入れて、前半と後半で教員が教室を移動することにより、学生全員との対面を行った。

演習・実技を実施する科目を優先して登校日を設定し、月曜日は2年生、火曜日は1年生、水曜日は2年生、木曜日は3年生、金曜日は2年生を原則として対面授業を行い、他の学年は遠隔授業とした。選択授業や抗体検査・ワクチン接種等で例外が生ずる場合は、事務室と連携して学生への連絡が十分に

行き届くように、毎月、時間割表を作成し配布した。

授業時間は変更しなかったが、登校時に混雑を避けるため遅れてしまう学生に対してはできるだけ柔軟な対応を行った。

学生間の十分な距離を保つため座席は指定とし、演習は5階の実習室だけでなく501教室も使用して実施した。

授業はレコーディングを行い、新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触により受講できなかった学生に対して配信した。資料配布については、データで送信を行い、紙資料の配布が必要な場合は学年登校日に合わせて配布した。

以下のような状況に該当する学生は、無理に登校させず特別欠席として扱い、対面授業の場合は後日録画データを提供する、あるいは、自宅からの講義出席を認めるなどの学修支援を行った。

- 発熱や咳などの症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - 緊急事態宣言が発令中の地域又は都道府県独自に他県への移動自粛を要請している地域に居住している、あるいは他県への移動を制限されている場合
 - 基礎疾患があるなどの理由で新型コロナウイルス感染症への感染が不安である場合
 - 重症化するリスクの高いご家族や高齢の方と同居しているため、自身を通しての感染が不安な場合
- 大学院生はすべて対面型授業とし、看護学部棟402教室、410教室、303教室を使用した。

毎年、年度当初には新入生に対して遠隔授業の案内を行うとともに、前期・後期の始まりに教務委員会でその期の授業実施方針について取り決めを行い、授業実施方法を徹底した。

(4) 対面期間（令和4年10月1日から現在まで）

令和4年度後期の授業からは、「令和4年度後期における授業実施に係る方針等について」（令和4年9月14日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）を受け、全面的に対面で行うこととし、学生に通知した。新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触により自宅待機となった学生に対しては、授業をZoomでライブ配信し、自宅から受講できるように配慮した。

令和5年度前期の授業からは、「令和5年度前期における授業実施に係る方針等について」（令和5年2月1日付新型コロナウイルス対策本部会議（教学部門）通知）を受け、原則、対面型授業とし、遠隔授業で実施することにより明らかに対面授業で実施するよりも受講環境が改善される学部1科目、大学院4科目については、各科目1～5コマを遠隔授業により実施することとした。

2 人数制限・指定席・通行規制・消毒・換気

(1) 講義

対面型授業では、収容定員が80名の301教室と308教室を各40名で利用し、両室をZoomでつなぎ、1学年80名に対して一斉に授業を実施した。学生間の十分な距離を保つため座席は指定とし、机に学籍番号を印刷したシールを貼付した。

令和2年6月3日の授業開始に向けて、学部生および大学院生向けに感染予防に関するガイダンスをZoomで実施した。

授業開始後は、登校前に体温を測定し健康確認表に記入させ、37.5℃以上の体温がある場合は自宅待機とした。教室への入室時にはマスクを着用し、アルコールによる手指消毒を行い、教室は窓を少し開け、サーキュレーターで空気を循環させた。1日4回（1限前、2限後、3限開始前、帰宅時）、学籍番号でトイレを指定し、手洗いを行わせた。エレベーターの使用を禁止し、廊下や階段の手すりに触

らないようにトラテープを貼付した。昼食は教室で前を向いて黙って食事させ、食後は教室に備え付けの界面活性剤（マイペット）で清拭させた。食べ終わった容器類は持ち帰らせた。手洗い、食事、3密回避に関するオリジナルポスターを作成し、啓発活動を行った。

令和2年度前期に限っては、学生アルバイトを雇用し、1日1,000円の謝金を支払い、朝と夕方に界面活性剤（マイペット）で机と椅子の清拭を行った。ドアノブやエレベーターのスイッチは、清掃業者が授業開始前に清拭を行った。トイレにはアルコール消毒液を設置し、使用前後に使用者が清拭を行った。

大学院生は、院生室への入退室記録を取るため、院生室の前に記録簿（ノート）を設置し、入室時に記入し、帰る時に退出時間を記入した。各教室で学生が着席した席の記録を残すため、机に番号を貼り、学生が授業を受けて教室を使用した時は、教室使用記録に記入（1週間単位）し、週の終わり又は翌週の初めに事務室へ提出した。教室を使用した後は、使用した机を学生が界面活性剤（マイペット）で拭くこととし、机を拭く担当を、授業科目の履修者で順番を決め実施した。

(2) 実習

令和2年3月25日に、市大病院から4月以降は臨時実習を受け入れる旨の通知があったが、実習開始前の4月10日に新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言が発出されたことに伴い、学生の大学構内への立ち入りが4月13日から5月6日まで禁止となり、市大病院での臨地実習も中止となった。

令和2年4月21日には、市大病院から5月末まで臨地実習受け入れ中止期間の延長の通知があった。

令和2年6月8日から市大病院が実習の受け入れを再開し、4年生が令和2年度前期に病院実習を受けることとなった。これに先立ち、2週間前から健康観察を行い、「健康観察表1（実習前）」に記録し、実習担当の教員に実習初日に「海外渡航歴・国内移動歴の確認票」と合わせて回収した。

実習中は毎朝、「健康観察表2（実習中）」に、担当教員から大学を出る前に確認・捺印を受ける。健康に問題があれば、必ず担当教員に報告し、即帰宅する。なお、「健康観察表2（実習中）」の健康確認は自宅で行い、37.5度以上の発熱や症状が1つでもある場合は、実習施設へ向かう前に担当教員へ連絡する。上記の場合は実習施設には向かわないこと。また、濃厚接触者になった場合も担当教員へ連絡をすることとした。

実習後2週間は「健康観察表3（実習後）」を用いて健康観察を継続する。37.5度以上の発熱や症状が1つでもある場合は、該当実習の担当教員に連絡し、症状が出なかった場合は、2週間後に事務室のレターボックスへ提出すること。また、濃厚接触者になった場合も担当教員へ連絡をすることとした。

令和2年度後期から始まる3年生の病院実習にあたっては、1グループ10～11名の学生で構成される実習グループごとに、302教室、西棟のACEFG演習室、模擬病室①②にロッカーを設置し、この部屋で更衣やカンファレンス、食事を摂ることとし、他グループの学生と交わらせないようにした。また、毎朝実習前にマスクを配布するとともに、100mlの手指消毒アルコールを学生に配布し、常時携行させるなどして、感染対策を徹底した。

令和3年度前期には、学生を対象に医療従事者枠で新型コロナワクチン接種を行えることとなり、学生に希望調査を行った上で、第1回及び第2回の接種を4年生に対しては令和3年5月28日及び6月18日に、2・3年生に対しては令和3年6月25日及び7月16日に実施した。第3回の接種を4年生に対しては令和4年3月4日に、2・3年生に対しては令和4年3月22日に実施した。大学院生も実習を受ける場合は学部生と同時に接種した。これらのワクチン接種にあたっては、予診は医学研究科の教員が、接種は看護学研究科の教員が担当した。

令和3年度後期からは、外部実習施設も抗原検査の陰性を条件に、病院実習を再開した。そこで、抗原検査キットを購入し、看護学研究科に所属する医師3名が対象者の抗原検査を行い、陰性であることの診断書を作成し、学生が外部実習施設に持参した。

(3) 自習

看護学部棟地下1階の学生ホールは十分な換気能力がないため使用禁止とし、令和5年度に換気工事を行うまで閉鎖した。

同階の学生用ロッカールームは、学生の利用をできるだけ控えるように指導し、演習の授業などで更衣が必要な場合は、学生が密集しないよう小グループ毎に利用時間を割り振った。

4階の401情報処理室は、登校日の学年に限り使用可能とし、事務室にて使用簿に学生の氏名を記入させ、学生証ICカードリーダーを貸し出すことにより、PCの使用を許可した。また、申請により401情報処理室での遠隔授業受講を許可した。新型コロナウイルス感染症感染対策として、PC使用後は毎回必ずキーボードカバーにマイペットを吹きかけ、ペーパータオルで拭き取って離席することとした。

3 健康管理・行動記録・特別欠席届

健康管理・行動記録のために、看護学部のオリジナル健康管理チェックシート様式を作成し、学生には毎朝、体温、自覚症状（咳、咽頭痛、息切れ、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害）について記入させるとともに、その日の行動歴（密閉・密集・密接に関連する状況）を記入させ、万一感染した場合に日付を遡って対応できるようにした。

また、臨地実習にあたっては、より細心の注意を払うこととし、学生には「看護学実習 健康観察表」を配布し、実習期間の2週間前から2週間後まで（一例として令和2年9月14日から令和3年2月19日まで）の間、体温や自覚症状について毎朝、学生が記入したチェックシートを実習指導教員が確認した。これを令和2年度から令和4年度まで繰り返し実施した。

感染したり濃厚接触者となった学生に対しては、全学指定の特別欠席届様式に記入し提出させることにより、対面授業をZoomで中継したり、Zoomを録画してオンデマンドで見られるようにしたり、実習を欠席した場合には追実習を受けさせたりして対応した。

4 ガイダンス・説明会

(1) 新入生向けガイダンス

令和2年度の新入生向けのガイダンスは令和2年4月3日に感染予防対策を講じて対面で実施した。例年は一日かけて実施するところ、半日で終了した。4月22日の授業開始に向けて不確定な要素が多かったため、後日、追加のアナウンスを行うこととした。

令和3年度の新入生向けガイダンスは令和3年4月7日に感染予防対策を講じて対面で例年どおり実施した。4月13日の授業開始に向けて体調管理を怠らないように指導した。

(2) 病院実習に向けたガイダンス

学部3年生後期から実施する病院実習に向けて、令和2年8月21日にオリエンテーションを行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した。また、9月28日には部活動とアルバイトの自粛を要請した。

(3) 保護者向け説明

愛知県の緊急事態宣言が出ている令和3年2月には、学部1年生が初めて病院実習を行うこととなり、学生の新型コロナウイルス感染を危惧する保護者もいると考えられたことから、保護者向けに病院実習に関する説明資料を送付した。

愛知県に第3波による緊急事態宣言が出された令和3年1月13日には病院自習中の学部3年生及び保護者に向けて、感染対策を実施した上で病院実習を継続することの説明資料を送付した。

5 学生アンケート

●海外渡航歴調査

新型コロナウイルス感染症が発生した令和元年度の春休み（令和2年2～3月）に海外渡航した学部生及び大学院生（卒業生及び修了生を含む）を調査し、帰国後2週間の自宅待機とした。看護学部・研究科では学生数394名のうち41名が海外渡航していたが、いずれも陰性であった。また、新入生98名に対しても調査を行ったところ、海外渡航した学生はいなかった。

●遠隔授業調査アンケート

令和2年4月3日から10日にかけて、学部生および大学院生に対して通信環境に関するアンケート調査を実施した。その結果、全員がPC又はスマホで受講可能であることが分かったが、PCのない学生が12名、授業資料を印刷できない学生が55名いることが分かり、対応を検討することとした。

●医療従事者向け新型コロナワクチン接種希望アンケート

病院実習に向けて医療従事者向けのワクチン接種を受けられることとなり、希望調査を実施した。既に実習中の学部4年生は令和3年5月28日および6月18日、学部2・3年生は令和3年6月25日及び7月16日にワクチンを接種した。

総合生命理学部・理学研究科

1 遠隔授業・課題研究による授業

(1) 令和2年度前期

令和2年度前期においては、授業開始日が4月22日となり、例年より遅れての開始となった。さらに、4月10日の緊急事態宣言の発出や5月26日までの愛知県独自の緊急事態措置の影響を受け、キャンパスが入構規制され、授業は全て遠隔や課題研究の形態で行うこととなった。研究科・学部ともに各科目の代替方法を確認し、学生へ展開した。遠隔授業は主にZoomを用い、学年毎にミーティングIDとパスワードを割り当て、時間割表にする形で学生に案内した。遠隔授業にまつわるトラブル事例が学生から寄せられた際には、当時の山の畑事務室の3研究科（経済、人間文化、理学）で相談内容と対応方法をリストに残し、職員間で共有できる状態にした。また、総合生命理学部においては1年次前期配当の必修科目「総合理学実験入門」が6月上旬までの前半開講で対面実施が不可能となることから、開講を途中で中断し、文部科学省へ問い合わせのうえ、1年次後期配当の「総合理学概論A」、「総合理学概論B」と開講時期を入れ替えた。その他の実験科目についても、開講日を遅らせる、学生が自宅にて学習できるよう教員や技術系職員が実験データや録画等を作成・提供する等の対応を行った。

6月3日には、全学で対面授業が再開された。対面授業を段階的に再開する一方で、教育の質保証チームが了承すれば引き続き遠隔で実施することが認められた。時間割を組む際には学生の通学移動を考慮し、隣接する時限で実施形態が異ならないよう注意した。また、自習室やラーニング・コモンズから遠隔授業の受講ができるようにした。新型コロナウイルス感染症り患や濃厚接触を理由に対面授業を受講できなかった学生にはZoomの同時配信、オンデマンド録画の配信、課題提供等の対応を行った。実験科目においては対面開講を再開したが、レポートの受け取りをオンラインで受け付ける、講義概要を予め配信したうえで学生に事前学習をさせ、授業中は実験に集中できるようにする等の対応がなされた。

(2) 令和2年度後期～令和3年度後期

毎学期の授業開始前に教員へ実施形態を確認し、一覧にしてZoom情報（ミーティングID及びパスワード）とともに学生へ案内した。緊急事態宣言が学期中に発出された場合には柔軟に実施形態を変更し、宣言解除となった場合には遠方に居住する学生を想定し1週間程度前に解除後の実施形態一覧を案内した。対面授業と遠隔授業を併用していたが、総合生命理学部においては対面授業の割合が高い傾向にあった。

(3) 令和4年度

前期より授業を原則対面で行い、学生には欠席時の遠隔受講用にZoom情報を案内した。

(4) 令和5年度

前期授業を全面对面にて行った。新型コロナウイルス感染症は5類移行されたが、り患した学生に対する欠席対応を継続している。

2 人数制限・指定席

(1) 講義

理学研究科については少人数講義、総合生命理学部については1学年あたり40名～50名程度ということもあり、抽選や履修制限を設けることなく授業を行った。ただし、文部科学省の通達や新型コロナウイルス対策本部会議の方針に従い、管轄する4号館・5号館の講義室定員を平常時の1/2～2/3に調整し学生間の距離を確保した。机上には座席番号シールを貼付した。授業については指定席制とするか、座席番号を学生に申告させる運用とした。

(2) 実験

学部専門教育科目の実験では20名～50名程度の実験が想定されたことから、大人数の履修者から成る科目では、使用する部屋を2部屋に分けて開講した。座席指定を行い、配置を横並びにした。また、分野によっては、従前に2人1組で行っていた実験を個人実験に変更した。

(3) 昼食時

4号館・5号館の昼食場所を指定し、ランチョンマットの使用（A3用紙を昼食場所に設置し活用してもらった）、黙食の徹底、向かい合っの食事や横並びであっても横を向いての食事をしないよう学生に注意喚起を行った。

3 通行規制・消毒・換気

- 4号館・5号館の階段を左側通行とするよう掲示を行った。
- 4号館・5号館の出入口付近と講義室前に手指用と机上用の消毒液を置き、学生や教員が随時利用できるようにし、平日の授業終了後には職員が講義室やトイレを中心に消毒を行った。
- 実験室については、出入口や実験台に手指用の消毒液を置いた。授業開始前後には、技術系職員が実験台、実験装置、実験器具、スリッパ等の消毒を行った。
- 講義については30分毎に換気を行った。実験科目においては、分野により可能な場合に限り常時換気を行った。常時換気が難しい分野においても30分毎の換気を行った。

4 健康管理・行動記録

令和2年6月に対面授業を再開し、全学様式の健康観察シートを学生へ展開した。学生には毎朝の検温、症状（強いだるさ、息苦しさ、咳、下痢、吐き気等）を確認したうえで授業に参加するよう求め、行動歴も記入してもらうこととした。新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者となった場合、体調不良の場合は山の畑事務室まで連絡するよう指導し、症状や行動歴、療養期間等の詳細を記録した。罹患又は濃厚接触した学生に対しては、Zoomの同時配信やオンデマンド録画の提供、課題を提供する等の対応を行った。令和3年度以降は教職課程の学生が教育実習に参加するようになったことから、実習初日の2週間程度前から毎朝の検温や風邪症状の確認、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすよう対象学生に案内した。

5 ガイダンス

(1) 学部

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新年度のガイダンスを対面以外の方法で実施する動きがみられたが、総合生命理学部においては、学生数が少ないことから対面型にて新入生ガイダンス及び新2年生ガイダンスを実施した。ガイダンス実施時は、マスクの着用、消毒液の設置、指定席制、資料を事前に机上へ配置するなどといった感染症対策を行った。ガイダンスを欠席した新入生に対しては、履修登録を行うことが出来るよう、特例としてレターパックにて学生証や学務情報システムアカウントはじめ資料一式を送付した。

【令和3年度以降】

令和3年度以降も令和2年度の例にならい感染症対策を講じたうえで新入生と新2年生に対しガイダンスを行った。

(2) 研究科

【令和2年度 入学時ガイダンス】

- 中止
- メールにて、履修に関する案内を送付。
- 資料は、4月7日～21日の期間に山の畑事務室窓口で配布。
- 遠隔授業に備え、パソコンの所持、インターネット環境に関するアンケートを実施。

【令和3年度 入学時ガイダンス】

- 中止
- 山の畑事務室窓口にて、資料の配布及び履修に関する案内を実施。

【令和4年度 入学時ガイダンス】

- 中止
- 山の畑事務室窓口にて、資料の配布及び履修に関する案内を実施。

6 学生アンケート

●海外渡航状況調査

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年2月から3月の海外渡航状況を在校生及び新入生に対して行った。渡航先（国及び地域名）、渡航期間、渡航理由、経由地の有無等を確認し、海外渡航をした場合は帰国日を0日として14日間は体温測定等の健康観察を行うよう案内した。総合生命理学部・理学研究科では2名該当する学生がいたが、両名とも帰国後の体調に異常がないことを確認した。

●情報通信環境調査

総合生命理学部は従前よりBYOD（Bring Your Own Device：個人所有のPCを持ち込んで学修に活用すること）を導入していたが、令和2年度の新入生ガイダンスの際に通信環境に関するアンケートを実施し、パソコンの保有有無や自宅の通信環境について確認し、パソコンの貸与制度についても紹介した。理学研究科に関しては令和2年度に山の畑事務室より在学生に調査を行い、講義を受講予定の学生にカメラ、マイク付のPC、スマートフォン、タブレット端末等の保有状況を確認した。

調査の結果、同年度前期に講義を履修予定の学生全員が遠隔授業に利用する電子端末を保有していることが確認されたが、学生によっては回線制限がある状態で受講する、PCにカメラやマイクが付帯されていない状況であることが分かった。遠隔授業の際には、このような状況にも留意の上、講義を行うこととした。

2 学生生活

1 感染対策のお願い

(1) 学生への通知

令和2年6月からの対面授業再開に向け、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」を踏まえ、学生に対して次のような感染症対策についてまとめ、学生やその周囲の方々を守るためにも理解と協力を依頼した。その後も愛知県の方針などに従い、その都度に改定して、学生に周知した。

通学（登校）	<p>学内感染やクラスターの発生を予防すべく、次の場合には学部事務室に連絡のうえ、絶対に登校（キャンパス内入構）しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルス感染症にり患又は濃厚接触者になった場合、PCR検査をするなど、り患の疑いがある場合 • 発熱等の風邪症状があるなど体調不良の場合 • 海外から帰国（入国）して14日を経過しない場合
キャンパス内	<ul style="list-style-type: none"> • 濃厚接触者特定のため、授業を受けた教室の席の場所、授業以外の行動（昼食場所や立ち寄り先など）を記録 • ソーシャルディスタンスの確保、エレベーターの使用自粛 • 基本的な感染対策（手洗い・換気・マスク着用など）の徹底 • 食事時は会話自粛、対面を避ける
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> • 毎日検温を行うなど健康管理 • 3密の回避 • クラスターの発生源となる活動（特に懇親会など）の禁止 • 県をまたぐ移動の自粛（県の指針） • 海外渡航の原則中止又は延期 • 正確な情報の把握と不確かな情報の発信禁止 • 感染者や医療従事者などへの偏見や差別行為の禁止 • アルバイトを行う場合は体調管理と感染対策の徹底に加え、アルバイト先の感染防止策を確認 • 厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）のインストール

（注）課外活動については課外活動の項目で記載

(2) ポスター掲示

それぞれの施設でマスク着用など基本的な感染対策を呼び掛ける掲示を行っていたが、令和3年度になり新たな新入生を迎えることを踏まえ、基本的な感染対策（マスク着用、手指消毒・手洗い、3密回避、食事時の注意）の分かりやすいポスターを作成し、全学的に掲示を行った。



2 学生施設の利用

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、名古屋市の施設の臨時休館に合わせて、令和2年3月5日から学生会館、体育館、トレーニングルームの臨時休館を行い、3月30日の課外活動の全面的自粛に伴い、さらにクラブハウスや屋外施設（野球場・テニスコートなど）の利用停止を行った。

7月の課外活動の再開にあわせて、学生会館、体育館、野球場、テニスコートなど学生厚生施設の貸出を再開した。活動計画書で施設利用に関する感染対策（手指消毒・共通器具の除菌など）の確認を受けた学生が施設利用可能となる体制とした。

その後も緊急事態宣言の発令により課外活動が全面的自粛となった期間は、同様に学生厚生施設の利用を停止し、課外活動の再開にあわせて、利用を再開した。



学生会館

3 食堂の利用・黙食・見回り

令和2年6月からの対面授業再開に向け、食堂を運営する名古屋市立大学生生活協同組合（以下「生協」という。）と協力して感染対策を実施した。

具体的には、入口での手指消毒、座席の間引き、短時間で提供できるようメニューや商品等の品揃えの見直し、多数が接触するサービス（箸・湯茶など）は休止・縮小、ソース・ドレッシングは個包装に変更などを実施するとともに、全てのテーブルに衝立を作成・設置した。

また、食事中はマスクを外すことになり、飛沫感染リスクが高いため、黙食を推奨し、テーブルなどにチラシを貼るとともに、教員や学生課職員がプラカードを持って、学生会館や教室を回り、呼びかけを行った。

食堂の座席数の間引きに加え、令和2年9月までは70周年記念



食堂内の様子



「黙食」プラカード

事業による学生会館リニューアル工事のため、食堂の利用可能面積が狭くなっていたため、学生会館大ホール及びトレーニングルームも食事場所として利用できるようにした。

4 課外活動・大学祭・新歓

(1) 課外活動

新型コロナウイルス感染症の拡大で、学生の課外活動は特に大きな影響を受けた。

感染拡大防止のため、名古屋市の施設の臨時休館に合わせて、令和2年3月5日から学生会館、体育館、トレーニングルームの臨時休館を行うとともに、不要不急の活動や感染リスクが高い活動（合宿・懇親会など）を原則中止又は延期とした。

しかし、さらに感染拡大する状況を踏まえ、3月30日に課外活動をSNS上やオンラインでの活動を除き、全面的に自粛することとした。各課外活動団体が新入生の勧誘活動が行えないことから、新歓チラシデータを提出してもらい大学ウェブサイトに掲載し、新入生歓迎委員会が作成した課外活動紹介のYouTube動画とともに学生課から新入生に周知を行った。

緊急事態宣言が解除され、課外活動については6月1日に、7月から対面活動を再開するためのステップを提示した。再開のためのガイドライン案を学生課と課外活動団体で作成し、課外活動団体に6月17日に提示し、意見を聴いた。6月30日にガイドライン説明会を開催し、7月1日からガイドラインに沿った対面での課外活動を再開した。

ガイドラインでは、活動日時・人数、活動内容・感染対策などを記載した活動計画書を提出して承認を得ること、活動終了後に濃厚接触者などを特定できるように活動報告書を提出すること、活動を強制せず、保護者に参加の同意を得ること、体調管理と体調不良時の報告などを定めた。各活動に応じた感染対策の方法や試合の企画などについて課外活動団体からの相談に学長補佐（学生）と学生課で対応するとともに、課外活動における感染対策のために必要な感染対策用品（消毒液など）については名古屋市立大学後援会の支援により費用助成を行った。

課外活動を再開するも、新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大し、愛知県の厳重警戒措置が発令されたことを踏まえ、再び7月30日に対面での課外活動を全面的に自粛することとなった。8月6日には愛知県独自の緊急事態宣言も出されたが、8月24日に宣言解除されたことを受け、9月1日からまずは公式試合及びそれに向けた練習から再開し、10月8日から対面での課外活動を全面的に再開することとなった。

その後も感染拡大により愛知県に対し、国の緊急事態宣言の発令・解除が続いたことから、緊急事態宣言中は対面での課外活動を全面的に自粛とし、宣言解除に伴い再開というプロセスを繰り返すこととなった。（令和3年1月14日発令で全面的に自粛し、2月28日宣言解除に伴い3月5日から再開、5月12日発令で全面的に自粛し、6月20日宣言解除に伴い6月21日から再開、8月27日発令で全面的に自粛し、9月30日宣言解除に伴い10月1日から再開）

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことにより、基本的な感染対策は引き続き継続した上で、全面的に課外活動を再開し、活動前に提出を必須としていた活動計画書も提出を求めないこととした。夏季休業期間に入ると、新型コロナウイルス発生前のように合宿や対外試合も活発に行われた。

課外活動の全面的自粛・再開については、その都度、学長補佐（学生）と学生課で愛知県の感染状況や学内の感染状況を踏まえ検討し、全学的な会議である新型コロナウイルス対策本部会議に諮り決定した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況では対面での活動を制限せざるを得ないが、課外活動を少しでも支援すべく、Zoomアカウント（有料版）を希望する課外活動団体に配付し、オンラインでの活動をサポートした。

(2) 大学祭

名古屋市立大学では、毎年10～11月に滝子キャンパスの市大祭、桜山キャンパスの川澄祭、田辺通キャンパスの薬学祭、北千種キャンパスの芸工祭を開催している。

① 令和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来のような多人数を集め、飲食を伴う模擬店を出すような形式での開催が難しく、また、開催時期の感染状況が見通せないこともあり、市大祭実行委員会、川澄祭実行委員会、薬学祭実行委員会及び芸工祭実行委員会が、教員・学生課とも相談しながら検討を行い、全て中止することとなった。

② 令和3年度

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から2年目となり、対面とオンラインの両面での開催を見据えながら、4キャンパスの大学祭実行委員会が、教員・学生課とも相談しながら検討を行った。その結果、川澄祭及び薬学祭は中止することとなったが、市大祭は対面とオンラインのハイブリッドで開催し、芸工祭は完全オンラインの展示会（芸工展）を開催した。



〈市大祭〉 令和3年11月6～7日

テーマ「REBORN」

対 面 企 画：愛知県在住アーティストによるライブ

※学生会館NCUホールで収容人数50%以下とし、参加者の把握など感染対策を徹底

オンライン企画：クイズ大会、フォトコンテスト、ぬり絵でモザイクアートなど



〈芸工展〉 令和3年10月23～24日

オンライン企画：(web会場とバーチャル会場)

作品の展示、CGの世界など



〈薬学祭〉



〈芸工祭〉



〈川澄祭〉



〈市大祭〉

③ 令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で通常開催ができなかった大学祭について、4キャンパスの大学祭実行委員会と学長補佐、学生課で開催（中止）基準を検討した。

新型コロナウイルス対策本部会議を経て、開催基準を「各大学祭の当日（及び開催に必要な最低限の準備期間）に愛知県が緊急事態措置区域となっていない場合又は名古屋市がまん延防止等重点措置区域となっていない場合（以下、措置区域となっていない場合）は、対面での開催を実施する。ただし、各大学祭の当日に措置区域でなかったとしても、開催2週間前から前日の間に措置区域となった場合は、飲食を提供する企画は中止する。なお、各大学祭の当日に措置区域でなかったとしても、学内の感染増加が著しい場合等には、開催を中止等することがある」と定め、大学祭の準備を進めた。幸いにも、薬学祭、芸工祭、川澄祭、市大祭とも開催することができ、来場者で大いに盛り上がった。

(3) 新歓企画

名古屋市立大学では、在学生在が新入生歓迎委員会（以下「新歓委員会」という。）を組織し、新歓合宿や新歓イベントを開催するとともに、クラス別LINEグループなどで情報提供や相談などの新入生サポートを行っている。

① 令和2年度

例年通り、令和2年4月上旬に新歓合宿や新歓イベントが予定されていたが、2月下旬からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新歓委員会の学生と教員・学生課が話し合いを行い、他の大

学イベントなどと同様に中止せざるを得ないこととなった。新入生からすでに合宿費用を集めていたが、合宿費用については返金を行った。

新歓委員会からLINEグループを活用して情報提供や相談などの新入生サポートを行いたいとの申出があり、学生課が学務情報システムで新入生に新歓委員会のクラス別LINEグループの案内を行った。案内時には任意参加であることを伝えたが、多くの新入生がLINEグループに参加し、先輩からのサポートを受けた。

また、新歓イベントでは課外活動紹介も実施した。各課外活動団体の紹介動画をまとめてYouTubeで公開し、学生課が学務情報システムで新入生に案内をした。

② 令和3年度

令和2年秋頃から令和3年度の新歓企画について、新歓委員会の学生と教員・学生課が話し合いを行い、新歓合宿の実施は難しいことを確認し、それでも何かできるイベントなどはないか検討を行った。しかし、令和3年1月14日～2月28日に国の緊急事態宣言、3月1日～3月21日に県の嚴重警戒措置が発令される感染状況もあり、イベント開催は厳しい状況となった。

しかし、新歓委員会が少しでも新入生と話ができる機会を設けるべく、新歓委員会によるオリエンテーションと生協での教科書優先販売をセットにして、4月10日及び12日に1時間程度のクラス別オリエンテーションを行った。その際は、収容定員の50%以下となるよう広い教室を使用し、クラス別に時間帯を分けるなど感染対策を実施して行った。

③ 令和4年度

前年度同様に、令和3年10月から令和4年度の新歓企画について、新歓委員会の学生と教員・学生課が話し合いを行い、新歓合宿の実施は難しいことを確認し、他にできるイベントなどはないか検討を行った。

その結果、前年と同じように、感染対策を徹底したうえで、新歓委員会によるオリエンテーションと生協での教科書優先販売をセットにして、4月10日及び11日にレクリエーションを含む3時間程度のクラス別オリエンテーションを行った。また、新歓委員会主催のクラブ紹介として、課外活動に興味を持っている新入生向けに、4月18日から28日の期間、4限終了後の16時30分から18時まで、滝子キャンパスそてつ食堂において、クラブ・同好会による説明会を開催した。

5 図書館・情報処理教室の利用

(1) 図書館

年	月	日	事 項
R2	3	9	学生、一般の方の全分館の利用を停止（教職員は利用可）
	4	1	全分館の平日時間外及び土・日曜日開館を停止
	6		川澄分館の利用再開（学生限定） <ul style="list-style-type: none"> • 医学部の前期授業開始に伴い、学生の分館利用再開 <ul style="list-style-type: none"> ※ PC・閲覧席の利用は医学・看護学部学生のみ利用に制限 ※ 平日時間外、土曜日開館も再開 • 予約貸出サービスを開始（全分館対象）
	14		緊急事態宣言発令 <ul style="list-style-type: none"> • 川澄分館の利用を再度停止 <ul style="list-style-type: none"> ※ 平日時間外開館及び土曜日開館も停止 • 予約貸出サービスを再停止（全分館対象）
	22		全分館休館（～5/31） <ul style="list-style-type: none"> • 研究、オンライン授業教材作成等のため、資料が必要な教員のみ、予約貸出サービスを実施
	5	13	全分館で図書の予約貸出サービスを再開（学生限定） <ul style="list-style-type: none"> • 卒論及び修士・博士論文執筆目的の学生のみ図書の予約貸出サービスを再開 <ul style="list-style-type: none"> ※ 学生からの要望 • 利用記録簿の運用開始
	6	1	全分館の制限付き再開 <ul style="list-style-type: none"> • 全分館を一定の制限のもとに開館 • サービスは図書の予約貸出サービスのみ • PC、閲覧席、アクティブラーニング、グループ学習室等の利用不可 • 一般の方の利用不可 • 土日の休館を継続 〈開館時間〉 <ul style="list-style-type: none"> • 山の畑分館、川澄分館開館時間：9～19時 • 田辺通分館、北千種分館：9～17時
	17		全分館の利用制限緩和 <ul style="list-style-type: none"> • 書架の閲覧利用及びパソコンルームの利用（30分限定） • 閲覧席の補助的な利用（エリアを限定）
	7	16	全分館の利用制限緩和 <ul style="list-style-type: none"> • 滞在時間制限の緩和（2時間程度） • 閲覧席の利用制限解除（自習可、座席は指定）

R4	1	6 7 11 17	川澄分館 利用時間の制限解除 平日9～21時 山の畑分館 利用時間の制限解除 平日9～21時 田辺通分館 利用時間の制限解除 平日9～21時 ※北千種分館は、利用時間制限を継続 全分館の利用制限 <ul style="list-style-type: none"> オミクロン株の急速感染拡大に伴い、サービスの一部を制限 図書館内の滞在時間を30分とする テスト期間中は、閲覧席の利用を解除
	4	1	全分館の利用制限緩和 <ul style="list-style-type: none"> 2022年1月17日より実施した、オミクロン株対策の利用制限を解除 滞在時間、閲覧席利用の制限解除
	10	3	全分館の利用制限緩和 <ul style="list-style-type: none"> 土、日、祝日の開館再開 〈開館日時〉 山の畑分館 平日：9～21時、土曜：9～17時 川澄分館 平日：9～21時、土曜：9～17時、日曜：9～17時 田辺通分館 平日：9～21時、土曜：9～17時 北千種分館 平日：9～19時、土曜：9～17時 学外者の利用再開 卒業生、同窓会員、一般の方 座席指定の解除
R5	5	8	全分館の利用制限の全解除 <ul style="list-style-type: none"> グループ学習室・アクティブラーニングルーム等の利用再開 利用時間（入館・退館時）の記録中止

(2) 総合情報センター情報処理教室

年	月	日	事項
R2	3	9	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総合情報センター（滝子キャンパス6号館）の学生の利用停止（～4/21）
	4	14 22	緊急事態宣言発令 総合情報センター（滝子キャンパス6号館）休館（～6/2）
	6	3	授業開始 総合情報センター（滝子キャンパス6号館）開館

令和3年6月3日から開館するにあたり、総合情報センター（6号館）内を一方通行とした。玄関の近くに手指消毒用のアルコール消毒液を設置した。玄関にマスク着用及び手指消毒のお願いと一方通行のご協力について掲示した。館内廊下に感染防止を呼び掛けるポスターを掲示した。

また、傘は建物の中への持ち込みを禁止していたが、館内を一方通行にしたため、端末室及び情報処理教室前に新たに傘立てを設置し、玄関に傘袋を設置した。

●総合情報センター情報処理教室

授業で使用する情報処理教室（2階201教室及び202教室）について、密を避けるため、パソコン1台おきに使用禁止として席の間隔をあけ、定員54名を27名とした。使用可能なパソコンのキーボードはナイロン袋で覆い、教室の出入口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置した。

授業時は、教室の出入口のドアと窓を開けて換気をした。また、令和3年度までは授業終了毎に職員が各席のキーボード、マウス、机の上を消毒した。令和4年度は、学生が各自でキーボード等消毒できるように各教室に消毒用スプレーと紙ナプキンを設置し、1日の授業終了時には職員が各席のキーボード、マウス、机の上を消毒した。

また、1教室の定員を減らしたことにより、今まで1教室で行っていた授業を2教室で行うこととなったため、201教室から202教室に授業を同時配信できるように設定を変更した。

●総合情報センター端末室

端末室入口にマスク着用をお願いを掲示した。密を避けるため、パソコン1台おきに使用禁止として席の間隔をあけた。使用可能なパソコンのキーボードはナイロン袋で覆い、椅子は利用できるパソコンの台数にあわせて減らした。入口と出口を分けて一方通行とした。常に窓を開けて換気をした。令和3年度までは、閉館時に使用可能パソコンのキーボードとマウス、机の上をアルコールで消毒した。令和4年度は、端末室入口に手指消毒用のアルコールを設置した。



総合情報センター端末室入口



総合情報センター端末室

3 学生支援

1 学長からの動画メッセージ

新型コロナウイルス感染症の影響でキャンパスに集まることなく、友人もいないまま始まる学生生活に不安を抱えているであろう学生へ向けて、令和2年4月から計7本の学長メッセージ動画を作成して発信を行った。内容は、基本的な感染対策や健康管理、有意義な学生生活を送るためのアドバイス、大学・医学部附属病院の活動紹介等で、学長のほか教員や学生、病院スタッフも出演し、キャンパスや病院などの各施設の様子も分かるものとなっており、コロナ禍で制限がある中で学生たちが本学に馴染むための一助となった。



2 経済的支援

令和2年4月16日に初の緊急事態宣言が発令され、外出自粛により経済活動が大きく停止することとなり、学生も休業によるアルバイト収入減や家族の収入減などの影響を受けたことから、次のような経済的支援を実施した。

(1) 授業料の納期限延長

すべての学生の令和2年度前期授業の納期を令和2年5月12日から7月13日に2か月延長した。

(2) 高等教育の修学支援制度

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、令和2年4月から学部生が対象となる国の高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構の給付奨学金と授業料・入学金減免が一体となったもの）はスタートした。

在学学生は前年度秋、新入生は高等学校でも申請することはできたが、制度開始当初でまだ周知も十分でなかったことから、新入生・在学学生に対して、学務情報システムを通じて制度周知を行い、希望する学生の申請受付を行った。

全国的な外出自粛などの状況もあり、郵送での資料配布及び申請受付に対応するとともに、日本学生支援機構より前期の申請期限の延長・再延長の連絡を受け、本学の申請期限を延長・再延長し、くり返し学生に制度の周知を行った。

高等教育の修学支援制度には予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報

に反映される前に緊急に支援の必要がある場合は、急変後の収入状況で要件判定を行う家計急変での採用制度がある。新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合には、「生計維持者が震災・火災・風水害等に被災した場合」に類するものとして取扱うものとされたことから、学生に対して学務情報システムで制度周知を行い、希望する学生の申請受付を行った。

(3) 日本学生支援機構の貸与奨学金及び緊急特別無利子貸与奨学金

日本学生支援機構の貸与奨学金には第一種貸与奨学金（無利子）、第二種貸与奨学金（有利子）があるが、新入生・在學生に対して、学務情報システムを通じて制度周知を行い、希望する学生の申請受付を行った。

新型コロナウイルス感染症で全国的な外出自粛などの状況もあり、郵送での資料配布及び申請受付に対応するとともに、日本学生支援機構より前期の申請期限の延長・再延長の連絡を受け、本学の申請期限を延長・再延長し、くり返し学生に呼びかけを行った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生を対象とした緊急支援として、第二種貸与奨学金（有利子）制度を活用しつつ、利子分を国が補填し、実質無利子にする緊急特別無利子貸与奨学金が令和2年度から令和4年度に実施され、学生に学務情報システムで連絡し、申請受付を行った。

(4) 本学独自の短期無利子貸付金

国等の各種経済的支援制度などは申請してから受給できるまでに時間を要することから、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している学生に対し、支援を受けるまでの間の資金を一時的に無利子で10万円を限度に貸付する制度を設けた。

- 令和5年5月現在の利用実績：3名

(5) 「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」

新型コロナウイルス感染症の影響により経済困窮する学生が学びを継続できるよう、国において「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」（住民税非課税世帯は20万円、その他は10万円）が決定され、本学でも学生に学務情報システムで連絡し、申請受付、対象者の推薦を実施し、日本学生支援機構から学生に給付された。

なお、国から最初の推薦枠の通知があった後、追加での推薦枠が提示されたことから初回で推薦できなかった学生に加え、二次募集も行った。

- 募集期間：令和2年5月22日～6月5日（二次募集）令和2年7月7日～7月17日
- 実績：386名（うち住民税非課税世帯90名）

(6) 本学独自の新型コロナウイルス感染症に係る支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者等の家計急変やアルバイト収入減等があり、国等の経済支援制度を利用してもなお経済的に困窮する学生に対して、名市大生みらい応援基金を活用して、本学独自の支援金5万円を給付した。国の「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」と連携して、対象学生に学務情報システムで連絡し、申請受付を行った。

- 申請期間：令和2年7月20日～8月7日
- 給付実績：377名

(7) 本学独自の授業料減免制度

高等教育の修学支援制度の対象とならない大学院生及び留学生（高等教育の修学支援制度への移行に伴う経過措置が適用される学部生を含む。）に対する本学独自の授業料減免制度は、生計維持者の病気・退職など家計が急変した場合には急変後の所得により減免審査を行っているが、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた場合にも適用した。

(8) 「学びを継続するための緊急給付金」

新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい状況にある学生の学びを継続するために国において「学びを継続するための緊急給付金」（10万円）が決定され、本学でも申請受付、対象者の推薦を実施し、日本学生支援機構から学生に給付された。なお、国による2回目の学生に対する緊急給付金であることから、スピード感を重視し、日本学生支援機構の給付奨学金の12月分受給者については、学生の申請を不要としプッシュ型で給付された。

- 募集期間：令和3年12月23日～令和4年1月12日（二次募集） 令和4年2月4日～2月18日
- 実績：日本学生支援機構の給付奨学金受給者（申請不要） 253名

大学推薦	325名
合計	578名

3 食糧支援

経済的に困窮する本学の学生（下宿生・留学生）に対して、団体・企業・個人から食糧（お米、お惣菜、お菓子、飲料など）や日用品（トイレットペーパー、生理用品）のご支援をいただき、学生に配付した。

食糧等のご支援そのものだけでなく、本学学生に寄せる思いも学生への支援となり、大学として深く感謝するものである。



4 ストレス・不安への対処、保健管理センターによる相談等

(1) 不安やストレスへの対処

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、対面授業が実施できず学生が自宅等で一人学修してもらう必要が生じたことから、「ストレスや不安への対処について」をまとめて学生に周知を行った。

- 学修などの心配事は教員に相談
- 心の悩みを含む健康相談が必要な場合には保健管理センターへ連絡
- 発熱等の症状があり感染が疑われる場合には居住市町村の相談窓口へ連絡

(2) 保健管理センター

カウンセラーによる「よろず相談」、医師による「こころ・からだの健康相談」を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で精神的に不安定となる学生もいることから、学務情報システムで学生に対して案内を行った。

緊急事態宣言の発令などにより外出自粛が求められる時期には、電話での相談やオンライン相談(Teams)なども開始して対応できるようにした。また、精神的に不安定な学生や定期的に状況確認が必要な学生については感染対策を行ったうえで、対面でも相談を実施した。

また、保健管理センターの医師・カウンセラー・看護師などのスタッフが、こころとからだの健康管理、ストレス、新型コロナウイルス感染症に関する情報をSNS(Twitter)で情報発信を始めた。

(3) 学生の定期健康診断

学生の定期健康診断は、学校保健安全法施行規則により毎学年6月30日までに行うものとされていることから、本学では例年4～5月に実施している。しかし、令和2年度も4月10日～4月12日、4月21日、4月24日及び5月13日～5月14日に実施予定であったが、感染拡大により予定どおり実施が難しい状況となった。令和2年3月19日文部科学省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」により新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事由がある場合は年度末までの間に可能な限りすみやかに実施することという連絡があったことから、3月27日全学的に延期連絡を行った。

感染状況なども注視しつつ、何度か延期後の実施日程を探したが、最終的には8月12日～8月14日、8月29日～8月31日に実施した。令和2年8月6日～8月24日は愛知県独自の緊急事態宣言が発令されていたが教育機関への休業要請はなく、健康診断は不要不急なものではないことから、換気や消毒など感染対策に留意するとともに、密になることを防ぐため広い会場の確保や学部・研究科・学年などで日付・時間帯を指定し、待ち列での混雑を回避するために一定の距離を保つよう掲示や声掛けを実施することにより分散して実施した。

なお、令和3年度は同様の感染対策を実施しつつ、4月7日～4月11日に実施した。

5 キャリア支援センターによる就職支援・ガイダンス等

(1) 業界研究セミナー

令和元年度	本学学生のためだけに企業に出展いただき、人事担当者と対面で直接話ができる企業研究セミナーを開催しており、令和3年3月卒業予定者を対象に令和2年3月2日～3月4日に学生会館にて開催を予定していた。しかし、令和2年2月中旬以降、新型コロナウイルス感染症が広がり、3週間以内に開催されるイベントを原則中止の方針が理事懇談会で決定されたことから、令和2年2月26日中止を決定し、出展企業188社・学生に対して連絡を行った。出展企業には出展料を頂いていたが、中止を受け全額返金の手続を行った。
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の感染状況の見込みが立たず、対面で実施する場合にはかなり広いスペースが必要となるなど対面での開催が厳しいこと、学生や企業もオンラインに慣れてきていることを踏まえ、オンライン（Zoom・ミーティング形式）で12月1日～12月5日、12月7日～12月8日に出席企業192社で開催した。
令和3年度	令和2年度に引き続きオンライン（Zoom）で開催し、12月ウェビナー形式で企業の人事担当者から企業紹介を中心に、2月はミーティング形式で人事担当者と学生が話をする形態とした。
令和4年度	令和3年度同様にオンライン（Zoom）で開催をした。 昨年12月に開催したウェビナー形式を、就職活動の早期化に伴い同形態にて11月開催に変更をした。 2月については、昨年同様にミーティング形式で人事担当者と学生が話をする形態とした。

(2) ガイダンス・セミナー

令和2年度から、オンライン（Zoom）でガイダンスやセミナーを開催した。オンライン授業の導入により、学生がオンライン形式に慣れ、移動時間も必要ないことから学生にとっては参加しやすいものとなっている。また、対面の場合、教室等の収容定員の関係で参加人数が絞られるが、オンラインであれば多くの学生が参加可能であるため、対象学年だけでなく低年次の学生にも開放し、早期に自分のキャリアを考える機会を提供できることとなった。

令和4年度以降は徐々に対面授業が再開されてきたことから、これまでオンラインのみで行ってきたガイダンスも対面形式を再開するようになった。しかし、引き続き感染対策を考慮し、対象学生が大人数のガイダンスではオンライン開催をし、対象学生が絞られた少人数のガイダンスは対面に戻すなどの工夫をして企画・開催を行った。

(3) キャリア支援専門員による相談

令和2年4月10日に、愛知県に緊急事態宣言が発出されたことにより、令和2年4～5月にキャンパスへの立ち入りが禁止となった。その後もオンライン授業の実施により、学生が登校しない状況となったことから、対面相談に加え電話相談やオンライン相談（Teams）を開始した。

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの企業がオンライン面接を取り入れており、オンライン相談では、オンライン面接の練習や注意点の指導などを行った。

令和4年度以降は、対面での相談を再開した。学生がオンライン（Teams）か対面かを選択することができる形態をとり、通学日や授業のスケジュール等に応じて柔軟に予約が取れるようになった。また、対面形式による面接の再開により、対面での面接の注意点を相談する学生もいた。



6 指導教員・職員による相談、連絡等

医学部

教育の質保証チームを設置し、各学年連絡担当教員・Zoomサポート教員共通のメールアドレスを作成した。そのアドレスに教員や学生からの意見を集約し、各学年担当教員が対応した。

また、学生の不安を取り除くため、担当教員が頻繁に学生へ連絡をとった。

薬学部

遠隔講義のサポートを中心に行うチームを設置した。さらに教職員のLINEグループを作り、緊急の用件については、教職員・研究室・各学年・チューターグループなどの各階層で密に連絡を取り合うようにした。また、医師教員2名が中心になり医学的な面から感染対策、および、り患者発生時に対応を行った。

経済学部

新型コロナウイルス対策本部会議からの、令和2年4月15日付「対面授業が実施できない期間の学生のケアについて」を受け、2週間に1度程度、指導教員から指導学生にメールや電話などで連絡をとり状況確認を行うこととした。この連絡は、対面授業が再開された後も継続的に実施し、学生の状況把握と相談体制をとることとした。

学生には、学生課からの「学生の皆様へ：ストレスや不安への対処」を通知し、心配事や不安な事があれば、適宜相談するように周知した。

人文社会学部

人文社会学部/人間文化研究科の学生生活委員会が中心となって、以下を実施した。

- 学生に向けてポータルサイトに登録する本人情報（複数のメールアドレスの登録とポータルからのメールへの紐付けの徹底、携帯電話・自宅電話の登録）の充実とポータルサイトからのメールを見ることを徹底させる。
- 緊急の安否確認など必要な時には、教務ポータルでの情報伝達後、下記の連絡体制をとる。
- ポータルからのメール、それ以外のメール・LINE等で連絡が付かない場合、48時間経過したら、教員（基礎演習又は演習科目の担当教員、ゼミ教員、指導教員）が電話をかけて連絡する。
- 交換留学生については、人間文化研究科長が国際交流センター副センター長と協力して国際交流センターに依頼して連絡してもらう。

芸術工学部

各学年各学科の指導教員が相談窓口となって学生のサポートや遠隔授業に対するアンケート調査などを行った。

看護学部

新型コロナウイルス対策本部会議からの令和2年4月15日付「対面授業が実施できない期間の学生のケアについて」を受け、学部生に向けて指導教員名とメールアドレスを通知した。

看護学部では学部3年生後期からゼミが決まり、指導教員とは頻りに連絡を取り合うこととなるが、それまでの間は学籍番号順に指導教員を割り振っている。履修規程にはその旨を記載しているが、見落とす学生がいないように、改めて学生へ通知した。

総合生命理学部

総合生命理学部においては従前より履修要項に全教員の居室とメールアドレス、新入生の学年担任、副担任の連絡先を掲載し、新入生へ配布している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学部においては各学年担任から学生へ連絡し、相談しやすい環境を構築した。理学研究科においても指導教員と院生が互いに連絡可能な状態とした。山の畑事務室の連絡先も改めて周知した。

7 海外派遣**(1) 派遣先各国における感染拡大と留学プログラム中止**

令和2年2月14日開催の国際交流センター会議で、新型コロナウイルス感染症に係る感染症危険レベルが2以上の地域への交換留学生募集を停止することを確認した。また3月2日開催の教育研究審議会において、本学からの派遣留学生（交換留学生）に対する帰国指示について外務省の感染症危険情報によって基準を設定した。

レベル1－学生派遣先大学及び派遣学生本人と連絡を取ったうえで、現地に対応可能な場合は留学を継続とする。

レベル2－危機管理マニュアルに基づき、帰国を指示する。

この時点でイタリアに1名、ドイツに3名、台湾に1名、韓国に1名、オーストラリアに3名、計10名の学生が留学中であったが、いずれの地域も危険レベルは1であった。しかしその後3月末までにこれらの国のレベルが3に引き上げられたことから、3月帰国予定だった者を除く9名に対して留学の中止と帰国指示を出し、4月9日までに全員が無事帰国した。緊急帰国のため学生によっては追加費用の負担が発生したため、高額な宿泊費についてはその一部につき大学が支援を行った。また新規の渡航は延期とした。

(2) 国際交流センター会議での方針策定

令和2年4月以降、国際交流センター会議も感染拡大下で全てオンライン又はメール会議での開催を余儀なくされたが、海外派遣についての対応を検討しこれまでに様々の対策を打ち出している。

●国際交流センター会議における学生海外派遣に関する審議状況

開催		審議事項
令和2年度	4/8 第1回 (メール会議)	派遣にかかる特別処理を策定—留学を中止した学生を次回以降優先的に選抜する。
	7/8 第5回 (メール会議)	学生の海外体験の機会を奪うことがないように、派遣学生の募集・選抜は従来通り進め、実施については期限を定めて渡航制限の状況を見ながら判断する。
	8/28 第7回 (オンライン会議)	危機管理意識向上の為、次回派遣プログラムより参加者は誓約書を出発前に提出する。
	4/2 第11回 (メール会議)	第5回で決めた派遣留学実施の判断基準を、中止に伴う学生の経済的負担を最小化するため、より柔軟に運用する。 令和3年度のオンライン開催による国際学会における英語での発表に対して支援を行う。
令和3年度	7/2 第3回 (メール会議)	6/15文科省通知に関し、本学として渡航派遣再開の基準につき変更はない。感染症危険レベルが2以上の地域への渡航は認めない。
	1/5 第5回 (メール会議)	令和4年春派遣につき、感染症危険レベルが2以上であっても条件付きで渡航を認める。
令和4年度	4/22 第1回 (オンライン会議)	コロナ禍における学生の派遣について、 ◇全学募集のプログラムの承認プロセス（国際交流センター会議→新型コロナウイルス対策本部会議→教育研究審議会での報告） ◇各学部・研究科募集のプログラムの承認プロセス（教授会→新型コロナウイルス対策本部会議→教育研究審議会での報告） と承認プロセスを整理。
令和5年度	6/5 教育研究審議会	5/8に全世界に対する感染症危険レベルが解除されたことを受け、令和4年度第1回国際交流センター会議にて決定した承認プロセスを終了し、感染拡大前の扱いに戻すことを通知。

※国際交流センター会議—センター長1名、副センター長2名、7研究科から推薦を受けた7委員、事務方3名の計13名が出席して、本学の国際化に向けての具体的な施策を審議する。

(3) コロナ禍での派遣に向けた準備と対応

学生の海外派遣については、令和2年秋派遣は全面的に中止としたが、その後変化する新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、学生の海外学習体験の機会喪失を最小限に抑えるために募集・選考は従来通り進め、受入側の協定校とも合意の上、実施の可否については期限を定めて決定することとした。令和3年春・秋派遣は選考まで終え学生も渡航に向けての準備を進めたものの、いずれの派遣地域も外務省による新型コロナウイルスに係る感染症危険レベルが1以下にならなかったため、残念ながら実施は見送られた。令和4年春派遣については国際交流センター会議での審議した上で、令和4年1月12日新型コロナウイルス対策本部会議、1月17日教育研究審議会において全学的な了承を得て条件付き渡航再開を決定、2月中旬から3月初旬にかけて6名の学生が交換留学生として韓国とドイツへ出立した。

その後も、令和5年5月に全世界に対しての新型コロナウイルスに係る感染症危険レベルが解除されるまでの間、「派遣先国、受入大学の感染対策の状況把握」「罹患した場合の対策を学生に確認」などといったその時の感染状況に応じた条件をそれぞれの派遣学生に課し、教育研究審議会および新型コロナウイルス対策本部会議による承認が得られた学生を派遣した。

(4) オンラインを利用した海外学習体験

一方渡航制限に伴いオンラインを利用した研修プログラムは活発化した。短期研修は海外協定校等が主催したプログラムと本学の授業の一部として実施した学習体験に分類されるが、令和2年度合計265名の本学学生が参加している。また協定校以外の大学からも学習機会が提供され、愛知県が募集した「精華大学グローバルサマースクール2021」には本学学生2名が1週間の研修プログラムに参加した。短期研修以外ではオーストラリアのニューサウスウェールズ大学のオンライン交換留学プログラム（11カ月）に学生1名、国連食糧農業機関（FAO）オンラインインターンシップ・フェローシップ（2～3カ月）に令和2年度1名、令和3年度2名が参加した。



令和3年度パーツ大学とのオンライン交流講義

協定校であるミシガン州立大学からオンライン短期英語学習プログラム（令和4年2月24日～3月4日）の案内があり、学内で募集をかけたところ10名の学生より申し込みがあった。

後援会費を財源とする「協定に基づく渡航費用の支援」よりその参加費各6万円弱を支給した。

●令和2年度オンラインによる海外学習体験者数

No.	派遣プログラム名/学会名	タイプ	派遣先(国)	派遣先大学名/学会名	日数	所属	人数
1	ハサヌディン大学短期研修	協定校主催	インドネシア	ハサヌディン大学	8	経済学部	2
						人文社会学部	6
2	ミシガン州立大学 ELC	協定校主催	アメリカ	アメリカ	25	人文社会学部	2
3	UNPAZ-NCU virtual exchange class	本学主催	東ティモール	パーツ大学	1	人文社会学部	96
						看護学部	60
4	Community care for super-aging in three country-US, Japan & Korea	本学主催	韓国	ハルリム大学	1	看護学部	75
5	FTU-NCU Student Mini-Conference	本学主催	ベトナム	ベトナム貿易大学	1	経済学部	24
	計						265

その他

No.	派遣プログラム名/学会名	タイプ	派遣先(国)	派遣先大学名/学会名	日数	所属	人数
1	FAOインターンシップ	インターンシップ	フィリピン	FAO	106	経済学部	1
2	UNSW交換留学	交換留学	オーストラリア	ニューサウスウェールズ大学	297	人文社会学部	1
3	e-Conference on Soft Matter (eCoSoM-2020)	国際学会	インド	Sathyabama Institute of Science and Technology	3	薬学研究科	1
4	Global Enterprise Experience	その他海外	ニュージーランド			経済学部	11
5	The 23rd Annual DANCE WITH FILMS	その他海外	アメリカ		11	芸術工学部	9
6	2020 All-Japan PBFJ Shark Tank Pitch Event	その他海外			1	経済学研究科	2
	計						25

8 留学生の受入・支援

(1) 日本の水際対策

令和2年3月、政府が日本の水際対策として渡日する外国人に対して入国規制を行った。規制の内容は都度変更があったが、令和4年10月に大幅な緩和がされるまでの間、原則外国人の入国はほぼできない状態となっていた。

時期	日本の水際対策	学内での動き
令和2年3月	日本政府による水際対策の開始	感染症危険レベル2が全世界に発出されたことにより、「国外にいる学生の把握」の指示が学内で出た。それを受け、すべての学部・研究科に全学生の所在把握の照会を行った。その後、毎週実施された。新型コロナウイルス対策本部会議での報告事項として約3年にわたって毎週「国外にいる学生の報告」を行った。
令和2年10～12月	政府が「ビジネストラック・レジデンストラック」の運用を開始。受入機関が渡航者の入国後の行動についての責任を持つことで一部のビジネス上および留学生の渡日を認めるもの。	令和2年4月入学で渡日できていない留学生を国際交流係、令和2年10月入学以降の新規渡日の学生の対応を入試係が担当し、「誓約書」を発行し、一部の留学生がこの間に入国した。 この時の入国者は、入国後2週間は公共交通機関の利用が禁止されていた為、空港近くのホテルに自費で滞在することを余儀なくされた。
令和3年1月	感染再拡大に伴い、「ビジネストラック・レジデンストラック」運用停止	

時期	日本の水際対策	学内での動き
令和3年9～12月	一部のビジネス上の往来等を「特段の事情」として段階的に入国を認めることを政府が発表	国費留学生在が「特段の事情」と認められ、入国した。入国後2週間の隔離期間については、空港近くのホテルでの待機が必要だったため、「国費外国人留学生の例外的入国措置に係る支援金」として一人当たり152,000円を支給した。(結果2名に支給した)
令和4年2月	令和4年3月1日より、ERFS(入国者フォローアップシステム)を利用することによる留学生を含む一部の外国人の入国が認められる。 ERFSでは、入国者が受入機関に対し「誓約書」を提出し、受入機関が入国後2週間の待期期間についての責任を持つ。「受付済証」を入国者に送付し、入国時に提示する。	大学としてのERFSへの登録が必要だった為、学生課が登録。「研究者の招へい(各研究科で)」「令和4年4月入学者の入国(入試係)」「令和3年10月以前の入学者、令和4年4月入国予定の交換留学生、国費留学生(国際交流係)」の分担で研究者、留学生在が入国に至った。 この際、入国後2週間の待期期間はあったが、24時間以内は公共交通機関の利用が認められていた為、空港から宿舎への移動が可能になった。
令和4年10月	ERFSシステム廃止、入国後の検査廃止、入国後の行動制限なしへ変更	

(2) 各国における感染拡大と留学プログラムの中止

令和2年3月18日に全世界の感染症危険レベルが引き上げられたことを受けて、3月23日に国際交流センター会議をメール会議にて開催、全ての交換留学プログラムを当面中止することを決定した。

●受入にかかる特例処置

1. 令和2年前期に受入が決定し未渡日の学生 8名
 - ・感染症危険情報レベル1の国・地域からは渡日を認める。但し講義開始の2週間前までに渡日すること。
 - ・前期の留学を断念した場合、後期への変更を認める。
2. 既に渡日している学生 17名
 - ・引き続き受入を継続、但し所属大学の指示で帰国する場合は、その決定を尊重する。

決定を受け国際交流センターでは留学生及び協定校と連絡を取り意思確認を行った。その結果、未渡日の学生のうち7名は後期への変更を希望し1名のみが留学を実施した。渡日済の学生は全員が留学を継続した。

(3) 国際交流センター会議での方針策定

令和2年4月以降、国際交流センター会議も感染拡大下ですべてオンライン又はメール会議での開催を余儀なくされたが、海外派遣についての対応を検討しこれまでに様々な対策を打ち出している。

●国際交流センター会議における留学生受入に関する審議状況

開催		審議事項
令和 元年度	3/23 第5回 (メール会議)	ほぼすべての交換留学(派遣・受入)を当面中止とする。協定校には留学生募集中止を依頼する。
令和 2年度	5/28 第4回 (オンライン会議)	留学生宿舎で令和2年9月～令和3年3月までの「期間限定家具部屋貸出」を用意し、入居者の募集を行う。
	6/30 第6回 (メール会議)	渡日が可能になるまでオンラインで受講する、という条件で留学生が希望する場合に秋受入を認める。受入学部・研究科にはオンラインから対面授業に変更になっても、授業に未入国の留学生がいる場合にはオンライン配信を継続することを確認する。
	8/28 第7回 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度春受入につき受入学部・研究科での渡日前の履修相談、渡日ができない場合のオンライン対応を確認する。 留学生宿舎に入居中の受入学生で、一時帰国後再入国ができない者について、その共益費を免除する。
令和 3年度	5/27 第2回 (オンライン会議)	交換留学生受入可能科目リストの作成を学部・研究科に依頼する。
	11/11 第5回 (メール会議)	令和4年度交換留学受入公募をキャンセル期限も設定した上で実施する。
令和 4年度		令和4年4月から留学生の入国が段階的に可能となったため、交換留学受入の再開

※国際交流センター会議 - センター長1名、副センター長2名、7研究科から推薦を受けた7委員、事務方3名の計13名が出席して、本学の国際化に向けての具体的な施策を審議する。

(4) コロナ禍での受入に向けた準備と対応

① 交換留学生

令和2年3月18日全世界の感染症危険レベル引き上げに伴い、交換留学プログラムによる原則受入中止を決定した。その旨を協定校に対して通知し、前期渡日を断念した留学生には後期への変更を呼びかけた。その結果、前期受入は3月初旬に渡日していた学生2名に留まった。令和2年後期からの受入について国際交流センターでは変化する感染状況と入国規制の状況に鑑み、次条件を明示した上で募集を行った。

- 入国制限により渡日ができない期間はオンラインでの受講により、交換留学プログラムへの参加者とみなす。渡日できない学生に対しては日本人学生に対する授業が対面になった場合でもオンラインでの授業機会を確保する。
- 入国制限によっては交換留学の全期間渡日できずオンライン授業のみでプログラムを終える可能性もある。

●令和2年度後期から令和4年度後期までの交換留学受入の状況

学期	受入人数	備考
令和2年度 後期	4	3名はオンライン授業のみで半年の学期終了 1名は、令和2年度末に渡航制限が一時的に緩和され来日。 令和3年度前期まで通学し履修した
令和3年度 前期	5	全員オンライン授業のみで半年の学期終了
令和3年度 後期	1	事情により日本にいた為、令和4年度前期まで通学
令和4年度 前期	7	7名全員が入国、通学
令和4年度 後期	21	21名全員が入国、通学

② 私費留学生

授業料減免申請が令和2年4月上旬であり、令和2年4月時点で入国できていなかった留学生に対し、臨時的な措置として「授業料納付猶予申請」の提出を促した。その後も入国の目途がたたなかった為、住民票等国内でしか発行できない書類を除いた他の必要書類をメールによる提出を認めた。その後も長きにわたり入国規制が続いた為、結果的に「メールによる授業料減免受付」は、令和4年後期まで継続した。

令和2年4月経済学研究科博士前期課程に入学した中国人学生1名は、各規制により令和5年3月の卒業に至るまで入国ができず、一度も入国・登校することなく卒業となった。

③ 国費留学生

令和2年10月、令和3年4・10月、令和4年4月入学の国費留学生について、入国規制により入学後も入国できない学生が、オンラインでの講義受講、研究指導をすることとなった。令和3年9～12月の期間、政府が一時的に「特段の事情」による入国を許可し、2名がこの間に入国した。入国後2週間は自宅待機および公共交通機関の利用禁止となっていたため、学生は空港近くのホテルに滞在の必要があり、「国費外国人留学生の例外的入国措置に係る支援金」（財源：後援会費）として152,000円をその2名に対し支給した。

(5) 入国にかかる在留資格認定証明書の扱い

通常、在留資格認定証明書の有効期限は3か月であるが、規制により入国できない期間については、法務省より都度期限の延長が発表された。発行後3か月を経過した在留資格認定証明書を使って査証の発給を受ける際、所属機関が「申請時と活動内容が同じであること」を示した申立書を提出することで発給が認められた。

(6) 留学生の一時帰国

新型コロナウイルス感染症蔓延時に既に日本にいた留学生について、原則一時帰国はしないように指示をしていた。しかし規制が長引くにつれ、身内の不幸などといった事情で一時帰国をしたいという申し出が増えた。結果、各学部の教授会および新型コロナウイルス対策本部会議での承認を得ることで一部学生の帰国を許可した。

(7) 留学生宿舎

新しく入居する学生については、入居後2週間の検温の状況を記した「経過観察シート」を提出させた。日々の清掃に加え、宿舎内の手すりやポスト等のアルコール消毒を実施した。

(8) 地域からの食糧支援

感染拡大に伴い飲食店の休業、小売店の営業時間が相次ぐと留学生のアルバイト機会が減少し、経済的に困窮する留学生が増加した。これに対して地域団体等から食料品他の寄附が行われ国際交流センターにて配布を行った。

寄贈者	受領日	寄贈品
愛知・名古屋ベトナム友好親善協会	令和2年6月3日	現金一人5万円、米、ベトナム菓子 (ベトナム人留学生3名対象)
NPO 特定非営利活動法人 「フードバンク愛知」	令和2年6月2日	食糧
名古屋市内のロータリークラブに所属する企業 (カネハツ食品、遠州屋、矢作建設工業)	令和3年3月5日	惣菜
一般社団法人「つなぐ子供未来」	令和3年4月26日	米、栄養補助食品等、惣菜他
有志の会「FOR OUR CHILDREN」		
一般社団法人「つなぐ子供未来」	令和3年6月28日	米他
宗教法人「立正佼成会」		
「汐路学区」	令和3年6月23日	きゅうり
	令和3年8月3日	ピーマン、トマト
「韓国料理オンマネ」	令和2年夏から 令和5年8月まで	名市大の留学生に弁当を無料で提供
「ベーグルショップorange」	令和5年6月25日	パン各種 (留学生宿舎居住の留学生対象)
	令和5年9月9日	
	令和5年11月21日	



パンの寄附



野菜の寄附

コラム②

学生の感染対策について（授業）

伊藤 恭彦 理事・副学長（教育）

令和2年6月3日から近隣大学に先駆けて対面授業を開始した。当日の朝8時半過ぎから登校してくる学生たちを何人かの教職員と校舎前で出迎えた。「おはようございます」という元気な学生たちの声に勇気づけられた。そして学生のための勉学条件を絶対に下げないといけな心で誓った。私は学生支援担当学長補佐や学生課職員と一緒に、休み時間は極力学生たちと接することにした。ソーシャルディスタンスをとることやマスク着用の指導をするだけでなく、学生との対話を重ねた。感染に対する不安に耳を傾け、大学や授業に対する不満や要望を一生懸命聞いた。私たちが名古屋市立大学が附属病院を中心にコロナ治療の最前線にいること、地域の命を守る中心にあることを話し、大学で感染を広げないことが自分たちの健康のためだけでなく、地域の方々の命を守ることに繋がっていることも繰り返し話した。多くの学生は大学や教室での感染対策が「あれはダメ」「これは禁止」という禁止事項としてではなく、大学人や社会人の一員として理解して行動してくれたと思う。

あれから約4年。緊急事態宣言の中、入学した学生が今春、卒業した。卒業式式典の前に一人の卒業生から声をかけられた。「入学式はなかったですが、盛大な卒業式をありがとうございます。コロナ禍で命のつながりを学びました」と。コロナで経験できなかった学生生活もあったかもしれない。他方でコロナ禍だからこそ学べたこともたくさんあったと考えている。

コラム③

学生の感染対策について（課外活動）

中山 徳良 経済学研究科長（経済学部長）

その当時、学生生活を担当していたものとして、課外活動が大学での生活において重要なものの一つであることはわかっていたものの、地域医療に対して担っている本学の役割、学生への健康に対する影響、感染者が出た場合に授業に及ぼす影響などを考えた結果、他大学と比較して課外活動を制限する方向で対処せざるを得なかった。

当手を振り返ってみると、課外活動の停止と再開のタイミングを決定することに頭を悩ませていたように思う。愛知県の発表している入院患者数や重症患者数などを用いて判断基準を作ったりもした。しかし、時々刻々変化する状況下においては、その基準の適用にも問題が生じ、結局は愛知県が発出する緊急事態宣言に連動した形で停止・再開を決めていた。これが最も学生にとっても納得がいくものであったかもしれない。

また、他大学の課外活動への対応の仕方にばらつきがあったことによっても苦労した。本学の停止期間中においても対外試合が行われるようになったのである。それへの参加を認めるのかという決定をしなければならなくなり、参加を認める基準を作り対応した。それでも例外的な事項が生じることがあり、対応に苦慮したこともあった。

さらに、課外活動における感染対策について、課外活動団体ごとに対応に濃淡があったと思う。深刻な事態は起こらなかったけれども、今後のためにそれぞれの課外活動団体においても、その時の記録を残しておいていただきたい。

4 入試

1 入試当日の感染対策・追試験・入学手続

コロナ禍における入学者選抜については、文部科学省より令和2年6月19日付で、「大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」が示され、それを踏まえ、試験会場における当該感染症の拡大防止を図り、受験生が安心して受験できる場を提供するよう、試験実施体制を整えた。具体的には、試験室における受験生の数を収容定員の半分程度とすることや、座席間の距離を確保すること、マスク着用と手指消毒の義務付け、試験当日の医師等の配置と体調不良者のための別室の確保、試験室の換気、試験終了後の机等の消毒、試験終了時の段階的な退出などの対策を講じ、感染症対策を徹底したうえで、入学者選抜に向け準備してきた受験者がその成果を十分に発揮できるよう、当初の試験予定を可能な限り変更せずに実施するよう努めた。

なお、本学の一般選抜においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった受験者のための追試験として、医学部は総合面接試験（学力を問う内容を含む）を実施、医学部以外の学部は大学入学共通テストと出願書類により総合的に選抜することとし、受験者の受験機会の確保について周知した。

また、令和4年度選抜（令和3年度に実施）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、文部科学省より令和4年1月11日付で、受験機会の更なる確保として、新型コロナウイルス感染症の影響により本試験・追試験ともに受験できなかった受験者がした場合に、受験機会自体を失うことのないように対応するようにとの依頼があったことを踏まえ、本学の入学者選抜においては、次のとおり取り扱うこととした。

- 大学入学共通テストの本試験及び追試験のいずれも受験できなかった受験者への対応として、個別学力検査の成績と出願書類の審査により総合的に判定。
- 個別学力検査の本試験及び追試験のいずれも受験できなかった受験者への対応として、再追試験（総合面接試験（学力を問う内容を含む））を実施。
- さらに、大学入学共通テストの本試験及び追試験、並びに個別学力検査の本試験及び追試験のいずれも受験できなかった受験者についても、出願書類と総合面接試験などにより総合的に判定。

この取扱いは、令和4年度選抜（令和3年度実施）及び令和5年度選抜（令和4年度実施）において実施したが、実際には該当者が発生することはなかった。

また、入学手続きについては、令和3年度入学者について、入学手続期日の直前まで愛知県が緊急事態宣言の措置区域になっていた状況を勘案し、推薦型選抜合格者については原則郵送で、一般選抜合格者については郵送での手続も可能とする取扱いとした。

2 オープンキャンパス

医学部

コロナ禍1年目の令和2年度は、対面にて実施したが、夏・秋ともに午前のみで開催とし、参加人数もさくら講堂の収容定員の1/4まで制限した。例年のネットの申込は利用せず、申込書（参加推薦者を記載する必要あり）を作成することで、本当に本学に来たいと考えている学生のみから申し込みがあるようにした。また、遠方に住んでいることで当日参加が叶わない方もいたので、HPにて当日の様子を録画した動画を配信した。新型コロナウイルス感染症の影響や申し込みの手続きが増えた影響もあり、申込者数は夏が74名、秋が104名であった。

コロナ禍2年目の令和3年度も、令和2年度と同様の形式で開催した。令和2年度に比べて申込者数が増え、夏が268名、秋が131名であった。使用可能な座席は前後左右の間隔をあけるために132名に指定していたので、夏のオープンキャンパスについては抽選を行った。

薬学部

令和2年度の夏については、感染防止のため、Web開催したが、秋以降は、対面にて開催した。対面開催時は、座席の指定や間隔を空けるなどの対応を行った。

●令和2年度

【夏】 8/8、8/9 Web配信にて午前/午後にて計4回開催。

- 薬学部での教育・研究・進路について
- 在学生による学生生活紹介
- 入試についての説明
- 模擬講義
- 保護者向け説明会
- キャンパス見学
- 在学生への質問コーナーの設置
- 教員による個別相談の実施

【秋】 10/17 対面にて午前/午後にて計2回開催。

- 薬学部での教育・研究・進路について
- 入試についての説明
- 在学生への質問コーナーの設置
- 教員による個別相談の実施

【年間参加人数：842名】

●令和3年度

【夏】 8/7、8/8 対面にて午前/午後にて計4回開催。

- 薬学部での教育・研究・進路について
- 在学生による学生生活紹介
- 入試についての説明
- 模擬講義
- 保護者向け説明会
- キャンパス見学
- 在学生への質問コーナーの設置
- 教員による個別相談の実施

【秋】 10/16 対面にて午前/午後にて計2回開催。

- 薬学部での教育と研究について
- 進路状況について
- 入学試験について
- キャンパス見学
- 教員・在学生による質問・相談コーナーの設置

【年間参加人数：838名】

●令和4年度

【夏】 8/6、8/7 対面にて午前/午後にて計4回開催。

- 薬学部での教育・研究・進路について
- 在学生による学生生活紹介
- 入試についての説明
- 模擬講義
- キャンパス見学
- 在学生への質問コーナーの設置
- 教員による個別相談の実施

【秋】 10/15、10/16 対面にて薬学祭と同時開催。計2回開催。

- 薬学部での教育と研究について
- 進路及び就職状況について
- 入学試験について
- キャンパス見学
- 教員・在学生による質問・相談コーナーの設置

【年間参加人数：1,068名】

経済学部

高校生および保護者向けに行うオープンキャンパスについて、R2～R4年度は感染防止対策のため対面での開催は控え、特設WEBサイト「名古屋市立大学経済学部バーチャルキャンパス econNCU」を作成し、動画のオンデマンド配信等で開催した。

●令和2年度

8/1～ 特設WEBサイト「バーチャルキャンパス」を公開。
<https://oc.econ.nagoya-cu.ac.jp/>
 アクセス制限なし。公開期間は限定せず、通年公開。

〈内容〉

動画コンテンツ1：教員の紹介

動画コンテンツ2：ゼミナール紹介

動画コンテンツ3：授業の紹介

文書コンテンツ：e-コラム（教員エッセイ）

文書コンテンツ：入試制度について

【年間参加人数：668名】

●令和3年度

8/3 特設WEBサイト「バーチャルキャンパス」を公開。アクセス制限なし。
 動画コンテンツ1：教員紹介に新規動画を追加。

11/30 「バーチャルキャンパス」公開終了。

【年間参加人数：346名】

●令和4年度

8/5 申込フォーム利用によるアクセス制限を設定し、特設WEBサイト「バーチャルキャンパス」を公開。申込者に自動返信でURLとログインPWを通知。申込人数上限は設けず。
 バーチャルキャンパスには以下のコンテンツを追加。

動画コンテンツ4：新学部長より挨拶

動画コンテンツ5：模擬講義

動画コンテンツ6：学生インタビュー

11/30 「バーチャルキャンパス」公開終了。

【年間参加人数：921名】

人文社会学部

高校生および保護者向けに行うオープンキャンパスについて、通常の対面形式と違う形式でも良いので、何らかの形で開催したいとのことで、R2～4年度についてはオンライン（Web動画配信）のみで開催した。

実績は下表の通り。

開催日	生徒参加者数	保護者参加者数	合計
令和2年度夏季 8. 17～8. 31	1,078	25	1,103
令和2年度秋季 11. 16～11. 30	93	7	100
令和3年度夏季・秋季同時開催 8. 16～11. 30	1,612	45	1,657
令和4年度夏季・秋季同時開催 8. 15～11. 30	1,887	60	1,947

芸術工学部

(日程)

- 令和2年度…WEB開催
8月11日～9月30日/閲覧889
10月1日～3月31日/閲覧1,297
- 令和3年度…WEB開催
8月19日～9月15日/閲覧1,283
9月16日～3月31日/閲覧2,412
- 令和4年度…定員を通常の半数にして開催
8月20日/308人
10月22日/167人

(内容)

- 芸術工学部長メッセージ
- 入試について
- 各学科について
- 各学科在校生インタビュー
- 授業風景の紹介
- 卒業生の活躍

看護学部

コロナ禍1年目の令和2年度は、対面による開催は中止し、動画配信により例年の内容（看護学部の概要、入試について、4年間の学修、学生生活、国際交流など）を紹介した。特設サイトを8月17日から8月23日まで設置し、7月17日から8月12日までに事前に申し込んだ456人にパスワードを配信し、14のコンテンツを閲覧可能としたところ、延べ視聴回数1,641回、延べ視聴人数1,270人の視聴があった。アンケート調査を実施したところ90名から回答があり、全体の感想としては、「非常に良かった」が77%、「良かった」が23%であった。

コロナ禍2年目の令和3年度は、人数を制限した上で、8月17日に対面で実施した。学部説明会をさくら講堂で10時から11時まで実施し、82名の参加があった。同時並行して個別相談を10時から12時まで看護学部棟3階講義室で開催し、54名の参加があった。学部説明会の様子は8月23日から31日まで他の14のコンテンツとともにWEBオープンキャンパスとして事前申し込み不要の動画配信を行った。特設サイト訪問者は、期間中の延べ視聴回数1,611回、延べ視聴人数1,346人であり、令和2年度と同等数の参加があった。

総合生命理学部

高校生および保護者向けに行うオープンキャンパスについて、通常の対面形式と違う形式でも良いので、何らかの形で開催したいとのことで、令和2年度についてはオンラインのみで、令和3年度および令和4年度については感染対策を行ったうえで、対面およびオンラインのハイブリッドで開催した。

●令和2年度

夏 7/18 実施

(参加者数 午前：45名、午後：71名)

秋 11/14 実施

(参加者数 17名)

- オンラインのみで実施。

●令和3年度

夏 7/17 実施

(参加者数 午前：対面119名 オンライン25名、午後：対面101名 オンライン17名)

秋 11/13 実施

(参加者数 午前：対面62名 オンライン7名、午後：対面53名 オンライン6名)

- 対面およびオンラインのハイブリッドで実施。
- 対面での参加申込み上限人数を教室収容人数の50%以下で設定。
- 受付での人の滞留を防ぐため、座席全席指定。
- 受付にて検温および手指消毒。
- 校舎入口および各教室の入口でアルコール消毒の実施。
- 各回終了後に座席（机と椅子）のアルコール消毒。
- 建物内一方通行。

●令和4年度オープンキャンパス

夏 7/16 実施

(参加者数 午前：対面120名 オンライン80名、午後：対面119名 オンライン45名)

秋 11/12 実施

(参加者数 午前：対面118名 オンライン6名、午後：対面108名 オンライン4名)

- 対面およびオンラインのハイブリッドで実施。
- 対面での参加申込み上限人数を教室収容人数の50%以下で設定。
- 受付での人の滞留を防ぐため、座席全席指定。

- 受付にて検温および手指消毒。
- 校舎入口および各教室の入口でアルコール消毒の実施。
- 各回終了後に座席（机と椅子）のアルコール消毒。
- 建物内一方通行。

3 大学院説明会

医学研究科

- 修士課程はZoomを使用し、オンラインで実施している。(令和2年度11名、令和3年度11名、令和4年度13名)
- 入試係主催の全体説明会は完全予約制である。希望者やその他研究科のブースとは適切な距離を保ち、手指消毒をし、マスクを着用した上で1名あたり15分ほどの面談を行っている。

薬学研究科

7月に入試があるため、例年、募集要項が公開される5月の2週目頃の土曜日に大学院説明会を行っている。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大でやむを得ず、資料の掲載、YouTubeでの配信にした。理由は、受験希望者だけでなく、連携大学院の各分野の教員にも出席をお願いしているため、集合しての開催を見送った。

令和4年度はオンライン・オンタイムで実施、令和5年度では対面開催に戻す予定であったが、開催日が連休中ということでオンラインにて実施した。

●令和2年度

5月 全学ウェブサイトの薬学研究科入試情報にPDF形式で掲載 参加者（閲覧数）不明

- 大学院課程概要の説明および経済的支援制度の説明
- 修了後の進路の説明
- 研究内容の紹介
- 課程別に分かれ入試の説明・相談

●令和3年度

5/7 YouTubeにて録画限定公開で開催 申込155名

- 大学院課程概要の説明および経済的支援制度の説明
- 修了後の進路の説明
- 研究内容の紹介
- 課程別に分かれ入試の説明・相談

●令和4年度 申込62名

5/7 Zoomにて開催

- 大学院課程概要の説明および経済的支援制度の説明
- 修了後の進路の説明

- 研究内容の紹介
- 課程別に分かれ入試の説明・相談

●令和5年度 申込59名

5/7 Zoomにて開催

- 大学院課程概要の説明および経済的支援制度の説明
- 修了後の進路の説明
- 研究内容の紹介
- 課程別に分かれ入試の説明・相談

経済学研究科

●令和2年度

(説明会)

- 学内説明会 (5/15) を中止し、ポータルで案内に切り替えた。
- 学外説明会 日程を変更し6/12、10/24にオンラインで開催した。
参加人数：6/12 15名 10/24 26名

●令和3年度

(説明会)

- 学内説明会 (5/14) をオンラインで開催した。
参加人数：8名
- 学外説明会 (5/29、10/23) をオンラインで開催した。
参加人数：5/29 31名 10/23 21名

●令和4年度

(説明会)

- 学内説明会 (5/13) をオンラインで開催した。
参加人数：11名
- 学外説明会 (5/28、10/23) をオンラインで開催した。
参加人数：5/28 18名 10/23 17名

芸術工学研究科

●令和2年

中止 (ガイダンスの内容はメールで連絡)

●令和3年

YouTubeによるオンデマンド配信 (5月22日より)

●令和4年

5月21日対面にて実施

※後日、ウェブサイトに説明会の動画を配信

看護学研究科

コロナ禍1年目の令和2年度は、対面による開催は中止し、遠隔会議システム（Zoom）により7月4日にWEB入学試験説明会を開催し、例年の内容（看護学研究科の概要、入試について、2年間の学修、経済的支援、分野の教員との面談など）で実施した。事前申し込み制とし、博士前期課程で69人、博士後期課程で4人の参加があった。大学院への入学希望者は遠隔地からの受験生が多く、Zoomによる説明会は大変好評だったため、今後とも遠隔会議システムによる説明会を継続することとした。

コロナ禍2年目の令和3年度も昨年同様に7月3日に開催し、博士前期課程で64人、博士後期課程で7人の参加があった。

コロナ禍3年目の令和4年度は、受験科目に外国語外部試験の成績を導入することとしたため、TOEICの試験日を考慮し、例年よりも2か月前倒しして5月14日に開催した。博士前期課程で62人、博士後期課程で3人の参加があった。

理学研究科

令和2年度についてはオンラインのみで実施した。令和3年度および令和4年度については、学内を対象に対面で実施し、外部からの希望者については、YouTubeにて動画配信を行った。

●令和2年度

第2回 令和2年12月12日 実施

- オンラインのみで実施。（参加者数：8名）
- Web入力フォームより申込。
- 研究室訪問は、希望教員との面談としてZoomのブレイクアウトルームを利用。訪問希望教員が不在の場合は、いつでも大学院説明会で教員とは面談できることを説明。

●令和3年度

第1回 令和3年5月11日 実施（参加者数：53名）

第2回 令和3年10月26日 実施（参加者数：25名）

- 学内志願者を対象に対面で実施。
- 外部志願者向けには、後日、学内志願者向け説明会を撮影した動画を編集し、YouTubeにてアップロード。
- 動画でのいつでも大学院説明会のアピール。
- 研究室訪問、懇談会の中止。
- 質問の事前Web受付の実施。

●令和4年度

第1回 令和4年5月10日 実施（参加者数：56名）

第2回 令和4年10月25日 実施（参加者数：32名）

- 令和3年度と同様に実施。